

富津市社会福祉協議会経営改善計画について

平成26年1月

目 次

1. 富津市社会福祉協議会とは	1
2. 経営方針	1
3. 地域団体との関わり	2
4. 富津市社会福祉協議会の体制	4
5. 財政状況について	6
6. 実施事業について	6
7. 富津市社会福祉協議会を取巻く環境と課題	9
8. 今後の事業展開について	9
9. 経営改善計画について	10
資料1	17
資料2	34

富津市社会福祉協議会経営改善計画について

1. 富津市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の福祉団体で市民の皆さんやボランティア、行政や関係団体・専門組織などの参加・協力を得ながら活動することを特長としています。

また、民間組織としての「自主性」と地域の皆さまやさまざまな分野の関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

富津市社会福祉協議会（以下、市社協という。）は、富津町・大佐和町・天羽町にそれぞれ設置されていた社会福祉協議会を市制施行に伴い、1975年（昭和50年）に統合し、厚生大臣から社会福祉法人の認可を得ました。また、2000年（平成12年）に社会福祉事業法が社会福祉法（以下「法」という。）に改正され、第109条に社協は地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられました。市社協は地域の問題をみんなで考え、話し合い、行政や関係機関・専門機関などの協力を得ながら、地域住民が安心して心豊かに暮らせることを目指して、事業を推進しています。

2. 経営方針

人は、共に助け合い、支え合い誰でも地域の一員として、安心して住み慣れた地域で、自分らしく豊かな生涯を送りたいと願っています。その環境を作るのは人でありそれを支えるのが組織となります。

市社協では、法で求められる「福祉サービス利用者の利益保護」「地域福祉の推進」「事業の公正・適正な実施」を念頭に、地域住民及びボランティアの積極的な参画を求め、質の高い福祉サービスを提供することを推進し、そのために従来事業の検討を含め新たな事業を展開し、より一層の地域福祉の向上に努めます。

平成23年3月11日の東日本大震災以来、大規模災害時の被災者支援など、緊急性を要する課題も多く見えてきました。そのような状況のなか、あらゆる市民のニーズに応え、先駆的な事業を進めます。具体的には災害支援ボランティア派遣事業を実施し、また高齢者や障がい者が安心して暮らせるための日常生活自立支援事業をはじめとしたキメの細かい事業の推進を図ります。

これらの事業を進めるにあたっては、行政、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）をはじめとする各種関係機関との連

携・協働を目指し、質の高い福祉サービスを提供いたします。

3 地域団体との関わり

市社協は富津市内全域を対象とした地域福祉の向上の為の企画・運営を行うことが業務になりますが、地域団体と市社協が連携・協力し情報の発信・受信をしながら潜在しているニーズを発見していくことは地域住民が安心して心豊かに暮らせるために大変重要となります。

(1) 地区社協との関わり

市内でも地域によるニーズ等の違いはある為、市社協の提案した企画を市社協と連携して地域の現状に即して事業展開・検討していくこと、また、地域のニーズに応じた独自の事業を展開していくのが地区社会福祉協議会の役割になり、市社協として地区ごとに担当職員を配置し、連携や事業推進を図っています。

組織としては、小学校区単位に（富津、青堀、飯野、大貫、吉野、佐貫、湊、天神山、竹岡、金谷、峰上）11の地区社協を設置しております。地区社協は、小地域に住む住民の主体的な参加と協力により、心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりをするため、千葉県の提唱する「ちば新時代地域ぐるみ福祉総合推進計画」に基づき、身の回りに起こってくる生活上の様々な課題や問題について、みんなで考え協議し対策をたててみんなで役割分担をし、協力体制を整えながら問題解決のために、地域住民による自主的な福祉活動を展開し推進することを目的としております。その役員は、区長、民生委員・児童委員、ふれあい推進員その他、各種団体の代表など地域の実情に応じて構成されています。事業としては、見回りネットワーク・給食サービス・登下校見守り隊など地域に根差した活動を行っております。

ふれあい推進員の役割

地域住民が住み慣れた地域で安心して生活でき、ふれあいと潤いのあるまちづくりを推進するため、地域ふれあい推進員が設置されています。地区社協に所属し、地域の福祉事業に協力していただきます。地区社協と同様、地域福祉の担い手として活動しているふれあい推進員との情報交換により地域ニーズの発掘が可能である。地域ニーズを発掘することにより、新規事業あるいは既存事業の見直し等を検討することができます。

(2) 民生委員・児童委員との関わり

民生委員法の第1条の規定により、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とあります。また社会福祉協議会は、民間の福祉団体であり、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されております。

民生委員・児童委員は、地域住民の代弁者でもあり、地域で困っていることを行政や社会福祉協議会に提言を行ったりします。また社会福祉協議会は地域のなかの問題をみんなで考え、話し合い、行政や関係機関・専門機関などの協力を得ながら、地域住民が安心して心豊かに暮らせることを目指して、事業を推進しています。その福祉サービスを実施する為に、民生委員・児童委員にご協力をお願いしております。民生委員と社会福祉協議会は、協働して地域福祉活動を推進しています。

直接の業務として、民生委員・児童委員の委嘱関係を市社会福祉課で行い、定例会議の運営など民生委員児童委員協議会の事務を社会福祉協議会が行っております。

(3) 市内他団体との関わり

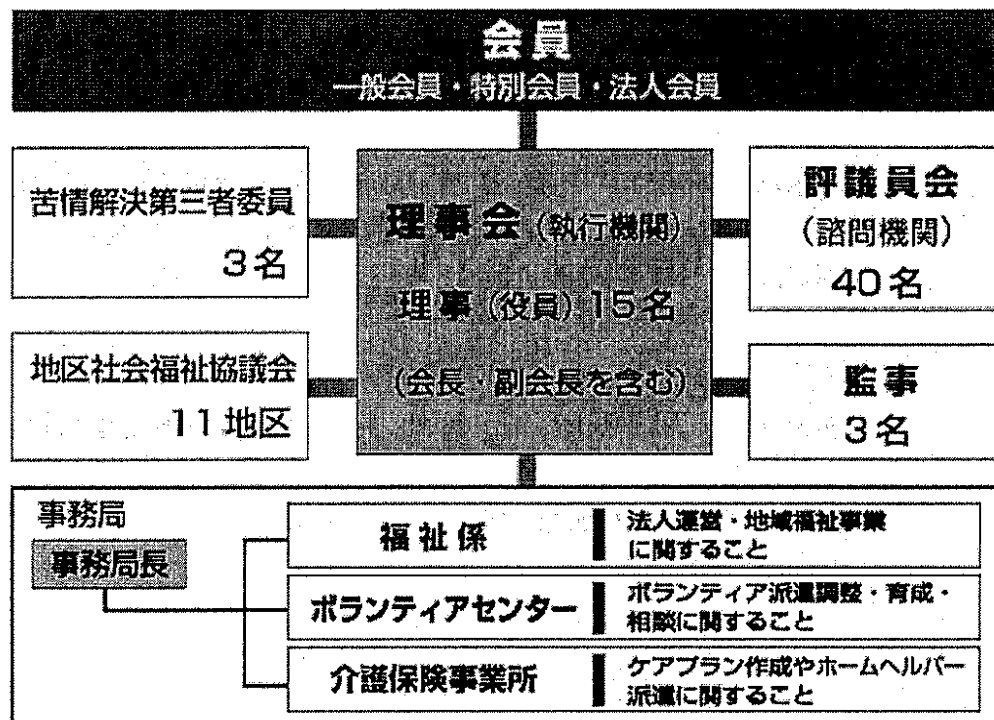
市社協は、地域福祉の推進役として常に各団体との情報交換・連携を図っていくことが必要である。そのためには、社協職員自ら各団体に出向きお互いに知り合う中で相互理解の基礎を築く為の素地づくりが重要になります。

4. 富津市社会福祉協議会の体制（理事・監事・評議員・職員）

市社協の運営にあたる理事・評議員は区長会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、福祉団体、ボランティア団体、福祉施設、行政等の代表、学識経験者などで組織され、共に連携・協働しながら地域福祉の推進を図っています。

また、会長、副会長 3 名は富津市社会福祉協議会定款に基づき理事の互選により決定します。

富津市社会福祉協議会組織図



（理事について）

理事・監事選任規程

第2条 定款第10条に規定する理事15名の選任は、評議員会において次の各号に掲げる者のうちそれぞれ選任する。

- (1) 自治組織の地区代表区長 3名
- (2) 民生委員児童委員 3名
- (3) 社会福祉、更生保護関係、医療保健衛生関係者、ボランティア代表、

企業等 3 名

(4) 地区社会福祉協議会代表 1 名

(5) 市議会教育福祉常任委員長 1 名

(6) 学識経験者 4 名

(監事について)

理事・監事選任規程

第 3 条 定款第 10 条に規定する監事 3 名の選任は、評議員会において次の各号に該当する者の中から選任する。

(1) 社会福祉法第 44 条に規定する財務諸表等を監査し得る者。 1 名

(2) 学識経験者 2 名

(評議員について)

評議員選任規程

第 1 条 この規程は、定款第 16 条に規定する評議員の選任について規定する。

第 2 条 定款第 16 条に規定する評議員 40 名の選任は、理事会の同意を得て次の各号に掲げる者のうちそれぞれ選任する。

(1) 自治組織の地区代表 28 名

(2) 民生委員児童委員 3 名

(3) 社会福祉団体 2 名

(4) 地区社会福祉協議会代表 3 名

(5) ボランティア代表 2 名

(6) 市議会教育福祉常任委員 2 名

(職員について)

職員体制については、会長・職員 10 名で、市からの人件費補助対象は、8 名（局長・職員 5 名、非常勤 2 名）となっております。

平成 24 年度までは、会長・局長は、週 3 日勤務で会長報酬は、市社協負担、局長と職員 5 名は市補助金対象です。非常勤職員のボランティアコーディネーターと生きがい事業担当者は、市社協負担となっております。なお、貸付担当者は、千葉県社会福祉協議会の全額補助対象となっております。

平成 25 年度においては人件費の見直しを検討し、介護担当職員は 40 %のみ補助金対象としボランティアコーディネーターと生きがい事業担当者は市補助の対象となっております。なお 25 年 4 月より昇給幅の縮小

(1号級)を実施した中で地域福祉の推進事業に取り組んでおります。

地域福祉担当(職員3名)

会長—局長—係長——介護保険担当(職員1名・非常勤職員1名)

ボランティアコーディネーター(非常勤職員1名)

生きがい事業担当(非常勤職員1名)

生活福祉資金貸付担当(非常勤職員1名)

5. 財政状況について

市社協の財政状況(決算)は、「別紙資料1」のとおりであるが、ここ数年は大きな変動もなく推移している。

(決算)

平成22年度・平成23年度・平成24年度(別紙資料1)

資料のとおりであり毎500万円から600万円単位の繰越金で推移しており単年度では収支がほぼイコールである。

(補助金)

富津市から10名の職員のうち局長、正職員5名分の人件費の補助がありますが、現在は、減額されている状況である。

平成22年度

人件費総額	37,239,116円	補助金	33,562,775円	90.12%
-------	-------------	-----	-------------	--------

平成23年度

人件費総額	39,107,157円	補助金	34,006,206円	86.95%
-------	-------------	-----	-------------	--------

平成24年度

人件費総額	40,522,298円	補助金	35,011,800円	86.40%
-------	-------------	-----	-------------	--------

平成25年度(見込み)

人件費総額	42,804,574円	補助金	34,668,374円	80.99%
-------	-------------	-----	-------------	--------

6. 実施事業について

地域福祉推進のために、下記の事業を実施しており住民からの要望により新たな事業の展開もあります。(別紙資料2参照)全国の社会福祉協議会事業にいえることですが、収益が見込まれるものがほとんどなくやればやるほど人件費や事務費がかさむのが現状であります。地域住民が安心して心豊かに暮らせるようにキメ細やかな事業を推進していかなければなら

ない。人件費のほとんどは市から補助金に頼ったり委託事業等により財源確保しているのが現状である。

そこで市社協で推進している事業評価をしてみました。

評 点	内 容
5	事業として優れている。
4	事業として優れているが、若干問題がある。(問題の解決を図り向上させる必要がある)
3	平均的である。(積極的な改善を図る必要がある)
2	事業として効果はあるが問題がある。(廃止を含めた検討を加える必要がある)
1	事業としては劣る。(廃止すべきである)

・福祉事業（総合評価 4）

民生委員・地区社協に関すること（評価 4 財源および職員不足）

地域福祉関係（評価4）

日常生活自立支援事業（評価 5）

福祉教育（評価 3 マンネリ化）

福祉バザー（評価 3 費用と成果のバランスが悪い）

総合相談

法律相談（評価 4 弁護士費用）

子育てなんでも相談（評価 3 利用者の伸び悩み）

福祉相談何でも窓口（評価 5）

福祉大会（評価 4 参加者の増）

高齢者関係（総合評価 5）

シルバーテレホン友愛サービス（評価 5）

緊急通報システム（評価 4 費用の増）

高齢者生きがい事業（評価 5）

老人クラブ（事務局）（評価 3 職員不足）

ちょっと困ったお助け隊（評価 5）

ミニディサービスみちくさの会（評価 3 参加者の固定化、費用対収益のバランス）

児童関係（総合評価 5）

おやこ遊遊ひろば（評価 4 利用者の減少、地域が限定）

布えほん事業（評価 3 高齢化と利用者の減少）

障害者関係（総合評価 4）

ガイドヘルパー事業（総合評価 4 ガイドヘルパーの減少）

声の広報テープ発行（総合評価 5）

あきつの会支援（総合評価 3 会員の固定化、減少傾向）

低所得者等（総合評価 4）

福祉金庫貸付（評価 4 生活困窮者の激増による貸付財源の不足）

生活福祉資金貸付（評価 4 生活困窮者の激増による貸付財源の不足）

共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）（総合評価 5）

福祉ふつつ広報（評価 3 回数の増、費用負担の増）

収益事業（総合評価 4 受け手のいない困難事例）

居宅介護支援事業（評価 4）

介護支援専門員（ケアマネージャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）等や介護保険に関する相談を受けます。

訪問介護事業（評価 3 ヘルパーの減少）

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅へ訪問し、身体介護（利用者本人に直接触れる介護サービス）として入浴介助、食事の介助等や生活援助（利用者本人に直接ふれないで行うもの）として食事の支度・片付け・洗濯、掃除等のサービスを提供します。

指定管理事業（総合評価 3 費用対収益のバランス）

天羽老人憩の家（老人憩の家では、高齢者に対し教養の向上やレクリエーションの場を与えるとともに、介護予防と、生きがいのある生活を支援することによって、心身の健康の増進を図ります。市社協では、富津市より天羽老人憩の家の管理を委託されております。）

ボランティア事業（評価 4 活動拠点の確保、高齢化）

大規模災害時の「災害時ボランティアセンター」の立ち上げに向けた（実際の行動）に向けた調査検討を始めているが、人材不足のために活動が消極的になっている。

7. 富津市社会福祉協議会を取巻く環境と課題

事業をやればやるほど費用がかさむが収入は増えないジレンマ、会員加入率の低下、人件費補助を始めとする収入が減少する中、法人への相談・依頼は内容も多種多様になっただけでなく、年々増加している。

特に、日常生活自立支援事業（後見人関係も含む）や貸付、介護に関する相談は顕著である。行政のサービスだけでは対応できない、制度の狭間で不安定な生活をしている地域住民からの市社協への期待は大きいと思われる。「地域福祉の最後の砦」という認識のもとで市社協の担っている役割や事業等について説明する中で、市民および関係機関に対し理解、協力、援助をお願いしていく必要があると考えます。

8. 今後の事業展開について

市社協は利益の追求が目的ではなく、行政の福祉制度から漏れた人および境界層にある人の自立支援を始めとし地域福祉の推進における地域の核としての立場にあります。しかしだからと言って財源を補助金に求めるのではなく、できる限り人件費を含めた経費とのバランスのとれた事業の展開を図らなければならない。

今後は、収益の見込まれる「介護保険」「生きがい事業」「地域包括支援センター」等々の積極的な展開により補助金依存体質の脱却を図らなければなりません。もちろん福祉事業を縮小することのないことは言うまでもありません。

（１）積極的な広報、周知活動の推進

（２）徹底した経費の削減と事業の見直し

を中心に進めていかなければならない。

現在の事業の見直しはもとより新規事業の必要性や重要性を確認しながら、質の高い福祉サービスを展開する必要があります。

予算の減少に伴う各事業の見直しはもちろんのこと、事業を遂行するに

あたり本当に必要かつ適正な予算計上になっているか、各々の職員が意識することが必要です。そのうえで、収益性のある事業展開また収益はなくとも市社協として最低限必要と思われる事業の展開や民間・地区社協等に移管できる事業等を見極めていく必要があると思われます。

また、地域住民から会費を協力していただくためには、社会福祉協議会事業を明確に周知すること、広報活動・営業活動の活発化が重要で、そして、事業展開、経営改善を検討した上で「地域福祉活動計画」を策定し時代ニーズにあった事業活動を展開いく必要があります。

9. 経営改善計画について

市社協は、運営費(人件費)の多くを地方公共団体からの補助金に依存してきました。しかし昨今の収支の悪化に伴い補助金の削減をしなければならぬ市(町村)が増えてきております。自立への道を探ることは収益事業への参画を意味することになり、特に介護保険への参入は大きな意味を持つこととなります。当法人も収益事業による自己財源の確保に努めることは当然であり、そのための事業展開を図る必要があります。その一方で収入が安定しないということもあり経営計画の難しさもあります。

財政を安定化させることで、補助金依存体質を改善することは、法人としての裁量権が広がりより地域に密着した住民ニーズに即した事業展開が図れます。

(1) 短期的

- ① 現在実施している事業のうちの収益の見込まれる「介護保険」「生きがい事業」の積極的な展開を図る。最低でも従事者の人件費確保を目標設定し進める。

なお、現在地域包括支援センターの受託も決定したので従事職員の一部人件費を振替えることによる人件費補助の減に努める。

地域包括支援センター支給分	振替による影響額
26年度振替分	1,520,604円
27年度以降振替分(給料の20%相当額)	1,520,604円 +昇給分の20%

② 重点取り組み

収益（剰余金）が見込まれずやればやるほど費用が増えていくという中でいかに人件費等を削減するかは矛盾することとなる。

そこで収益が見込まれる「介護保険事業・生きがい事業・地域包括支援センター」の重点展開により収益の拡大を図り人件費の減少に努める。

24年度収益（決算）	介護保険	937,547 円
	生きがい事業	1,024,745 円
25年度収益（見込）	介護保険	1,194,622 円
	生きがい事業	1,264,621 円
26年度収益（見込）	介護保険	1,314,084 円
	生きがい事業	1,391,083 円
	地域包括支援センター	
		△ 1,455,000 円
27年度以降（見込）	介護保険（+5%）	1,379,788 円
	生きがい事業（+10%）	1,530,191 円
	地域包括支援センター	
		1,172,000 円

※ 地域包括センターの初年度財源不足は、初期投資が多いためである。

③ 徹底した経費の見直し

常に経費の見直しをし、最小経費で最大効果を目指す。ただ福祉においては費用対効果にそぐわないことも多くあり、難しい面もあるが事務費等については常に見直す。目標としては対前年度5%以上を目標とする。

(2) 長期的

- ① 従事職員の意識改革と新たな収益事業の展開を図る。職員については、日々福祉事業の在り方を通し意識の改革を進めているが、継続的に実施し法人の存在感を知らしめるとともに地域と一体となった法人を目指す。

また、収益事業の開拓や市からの受託事業の獲得に努め収入の増を目指す。例えば「地域包括支援センター」「ファミリーサポートセ

ンター」「シルバー人材センター」「生活困窮者自立促進支援事業」さらには平成25年度に寄付された土地、建物を利用したデイサービス等々の実施。

② 職員人件費の見直し

現在補助金対象の職員人件費は、市職員と同等な対応となっているが昇給について縮小することにより補助金の減に対応するよう努めます。

平成25年・26年度は1号級縮小。27年度以降は、2号級縮小し人件費補助金の減に努める。

昇給号数・事務振分けによる影響額	縮小・事務の振り分けによる影響額
24年度までの昇給幅（4号給） 事務振り分けによる	市職員と同等
25年度昇給幅（3号給） 事務振り分けによる（介護）	65,000 円 4,292,000 円
26年度昇給幅（3号給） 事務振り分けによる（介護、包括分）	315,000 円 5,876,000 円
27年度以降昇給幅（2号給） 事務振り分けによる（介護、包括分）	720,000 円 5,955,000 円

※ 今後職員手当等を含む縮小、廃止があった場合も速やかに対応いたします

③ 重点取り組み

・従事職員（人材）の育成

- ① 社会福祉協議会の特性を理解し、地域福祉推進について積極的に活動できる職員の育成。
- ② 物事を画一的に見るのではなく、広範囲を見ながら協調性をもち、職員間で共通意識を持って事業に取り組む体制の樹立。
- ③ 市社協職員としての意識の向上。
- ④ 組織体制の基盤強化（専門職の配置）

- ・事務振分けによる職員の不補充を目指しどうしても不足する場合は非常勤職員の対応による。

(3) まとめ

これからの市社協は、市からの補助金を期待するのではなく自己財源の獲得に向けた事業展開を図らなければならない。

その為にはまず、

① 職員の意識改革を図ります。

私たち市社協職員は、「福祉の最後の砦」という意識を強く持ち最低限の費用負担をお願いしながら地域福祉の推進に邁進いたします。

② 依存体質からの脱却を目指します。

今までは、黙っていても市からの人件費補助があり公務員化していたところがあり、新規事業の開拓や事業の見直しが行われていない部分もありました。これからは事業の見直しや、市民ニーズを踏まえた事業に積極的に取り組み依存体質からの脱却を目指します。

次ページに、いままで述べてきたことをまとめ一覧表にすることで明確な「数値目標」を示し改善計画の報告書とさせていただきます。

人件費見直し(案)について

(単位千円)

項 目	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
人件費(見込み)① (11名)	43,784 (6名)	45,021 (8名)	46,341 (8名)	47,096 (8名)	47,664 (8名)
市補助人件費(8名 分)②	35,012	40,180	41,929	42,684	43,377
補助割合(%)③	79.96%	89.24%	90.47%	90.63%	91.00%

給与改善計画案による試算

(単位千円)

昇給幅の減による影 響額④	1月～3月分 4号給→3号給 65	4号給→3号給 315	4号給→2号給 655	4号給→2号給 1,095
給与額見直しによる 影響額⑤	105	700	869	973
地域包括支援センタ ーへの振替えによる 影響額⑥		2割相当 初年度は 2,546 千円の赤字	2割相当 1,536	2割相当 1,551
生きがい事業剰余金	1,264÷2	1,391÷2	1,529÷2	1,682÷2

2分の1相当額⑦		632	696	765	841
介護保険担当者振り分け分⑧	6割相当の減	4,292	4,356	4,421	4,487
影響額計(減額相当)④～⑧の計⑨		5,094	6,067	8,246	8,947
補助金—⑨					
実際の補助金見込⑩	35,012	35,086	35,862	34,438	34,430
計画案による補助金減額割合⑪		▲12.68%	▲14.47%	▲19.32%	▲20.63%

※ 昇給を2号に抑えることにより後年度影響額は大きなものとなる。

項目の説明

項 目	説 明
人件費(見込み)① (11名)	職員10名分(会長を除く)の人件費で市社協負担分も含む 局長・正職員5名、臨時職員4名
市補助人件費(8名分)②	この補助金の算出は、従来と同じ考え方で計上した補助金。
補助割合(%) ②÷①×100=③	

給与改善計画案による試算

昇給幅の減による影響額④	市職員は、4号給昇給ですが、25年度、26年度は3号給とし27年度以降は2号給の昇給とする。 以降は2号給とする。
給与額見直しによる影響額⑤	職員の給料の見直し、又差があれば改善する。
地域包括支援センターへの振替えによる影響額⑥	平成26年度より地域包括支援センターの事務を受託するので、地域包括支援センター担当職員の包括事務分担を20%とし80%のみを補助対象とする。
生きがい事業剰余金2分の1相当額⑦	生きがい事業担当者給与は補助対象となっているので剰余金が発生した場合はその額の2分の1を市へ。
介護保険担当者振り分け分⑧	介護保険担当者の補助対象は平成24年度までは全額補助だったが、事務を見直し介護事務が60%相当とし、40%相当は市社協負担とする。
影響額計(減額相当)④～⑧の計⑨	減額見込みの計
補助金一⑨ 実際の補助金見込⑩	上記の計画案を考慮した実際の補助金見込み。 対象は、局長、正職員5名、生きがい事業職員1名、ボランティアコーディネーター1名 臨時職員の3名は、市社協負担。 平成24年度までは、生きがい事業、ボランティアコーディネーターの従事者は対象ではなく平成25年度より補助対象となった。又平成25年度より介護担当職員は40%の補助率。
計画案による補助金減額割合⑪	$(② - ⑩) \div ② \times 100$ 年度経過により減額率が拡大します。

自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

一般会計

単位:円

勘定科目		予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
区分	大 中 小				
經常活動による収支	収入				
	会費収入	8,058,000	8,786,600	728,600	
	一般会費収入	7,020,000	7,604,000	584,000	
	特別会費収入	118,000	99,600	△ 18,400	
	法人会費収入	920,000	1,083,000	163,000	
	寄附金収入	1,040,000	1,143,977	103,977	
	一般寄附金収入	960,000	1,029,977	69,977	
	特別寄附金収入	80,000	114,000	34,000	
	經常経費補助金収入	35,524,000	33,562,775	△ 1,961,225	
	市補助金収入	35,524,000	33,562,775	△ 1,961,225	
	社会福祉協議会交付金	35,524,000	33,562,775	△ 1,961,225	
	助成金収入	306,000	306,000	0	
	県助成金収入	306,000	306,000	0	
	地域ぐるみ振興基金助成金収入	306,000	306,000	0	
	受託金収入	2,867,000	2,866,862	△ 138	
	市受託金収入	1,803,000	1,803,000	0	
	天羽老人憩の家管理委託費収入	1,803,000	1,803,000	0	
	県社協受託金収入	1,064,000	1,063,862	△ 138	
	生活福祉資金受託金収入	1,030,000	1,029,862	△ 138	
	老障資金貸付事務費受託金収入	21,000	21,000	0	
	臨時特例つなぎ資金貸付事務費受託金収入	13,000	13,000	0	
	事業収入	26,376,000	24,905,549	△ 1,470,451	
	利用料収入	792,000	642,200	△ 149,800	
	在宅ケアサービス利用券収入	462,000	349,000	△ 113,000	
	ガイドヘルパー利用券収入	52,000	0	△ 52,000	
	天羽老人憩の家利用料収入	278,000	293,200	15,200	
	賃貸料収入	104,000	112,000	8,000	
	車椅子・歩行器維持費収入	104,000	112,000	8,000	
	一円玉募金事業収入	2,330,000	2,583,194	253,194	
	高齢者生きがい事業収入	23,100,000	21,514,475	△ 1,585,525	
	福祉バザー事業収入	50,000	53,680	3,680	
	貸付事業等収入	600,000	468,000	△ 132,000	
	社会福祉金庫資金償還金収入	600,000	468,000	△ 132,000	
	共同募金配分金収入	10,307,000	9,828,189	△ 478,811	
	一般募金配分金収入	4,507,000	4,506,189	△ 811	
	歳末たすけあい配分金収入	5,800,000	5,322,000	△ 478,000	
	負担金収入	2,445,000	1,467,200	△ 977,800	
	負担金収入	2,445,000	1,467,200	△ 977,800	
	雑収入	71,000	44,684	△ 26,316	
	雑収入	71,000	44,684	△ 26,316	
	雑収入	71,000	44,684	△ 26,316	
	退職共済預け金差益	0	0	0	
	受取利息配当金収入	1,000	341	△ 659	
	受取利息配当金収入	1,000	341	△ 659	
	会計単位間繰入金収入	1,340,000	1,338,621	△ 1,379	
	会計単位間繰入金収入	1,340,000	1,338,621	△ 1,379	
	訪問介護事業経理区分繰入金収入	1,340,000	1,338,621	△ 1,379	
	経理区分間繰入金収入	7,639,000	4,850,000	△ 2,789,000	
	経理区分間繰入金収入	7,639,000	4,850,000	△ 2,789,000	
	法人運営事業経理区分繰入金収入	6,739,000	4,850,000	△ 1,889,000	
	地域福祉事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	ボランティア活動促進事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	共同募金配分事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	在宅ケアサービス事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	一円玉募金事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	市委託金事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	貸付金事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	高齢者いきがい事業経理区分繰入金収入	900,000	0	△ 900,000	
	經常収入計(1)	96,574,000	89,568,798	△ 7,005,202	

勘定科目		予算額	決算額	差異	備考
区分	大中小				
支出	人件費支出	37,617,000	36,532,316	1,084,684	
	役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
	職員俸給	21,164,000	20,983,500	180,500	
	職員諸手当	9,090,000	8,592,954	497,046	
	非常勤職員給与	2,151,000	1,766,300	384,700	
	退職金	0	0	0	
	退職一時金	0	0	0	
	法定福利費	4,012,000	3,989,562	22,438	
	事務費支出	4,662,000	3,877,490	784,510	
	旅費交通費	70,000	53,460	16,540	
	実費弁償	278,000	226,500	51,500	
	研修費	44,000	3,000	41,000	
	消耗品費	305,000	258,868	46,132	
	印刷製本費	553,000	531,285	21,715	
	燃料費	139,000	112,707	26,293	
	通信運搬費	339,000	311,936	27,064	
	会議費	36,000	26,107	9,893	
	手数料	253,000	153,040	99,960	
	損害保険料	156,000	151,410	4,590	
	賃借料	1,392,000	1,241,415	150,585	
	渉外費	100,000	88,256	11,744	
	負担費	134,000	78,000	56,000	
	雑費	154,000	115,370	38,630	
	退職共済預け金差損	0	0	0	
	雑費	154,000	115,370	38,630	
	福利厚生費	168,000	132,464	35,536	
	修繕費	170,000	134,022	35,978	
	租税公課	39,000	38,200	800	
	諸会費	131,000	125,900	5,100	
	広報費	201,000	95,550	105,450	
	事業費支出	35,522,000	31,286,920	4,235,080	
	実費弁償	1,230,000	1,172,700	57,300	
	会員配分金	21,485,000	19,961,726	1,523,274	
	諸謝金	1,741,000	1,399,060	341,940	
	旅費交通費	29,000	14,740	14,260	
	消耗品費	937,000	543,910	393,090	
	器具什器費	515,000	298,935	216,065	
	印刷製本費	941,000	897,682	43,318	
	燃料費	378,000	221,445	156,555	
	使用料	80,000	28,740	51,260	
	修繕費	1,288,000	1,049,688	238,312	
	通信運搬費	938,000	741,155	196,845	
	会議費	120,000	78,040	41,960	
	損害保険料	949,000	883,488	65,512	
	賃借料	1,275,000	1,090,830	184,170	
	租税公課	111,000	92,500	18,500	
	雑費	568,000	480,950	87,050	
	水道光熱費	756,000	727,112	28,888	
	手数料	176,000	176,000	0	
	教養娯楽費	986,000	574,688	411,312	
	給食費	1,019,000	853,531	165,469	
	貸付事業等支出	1,360,000	480,000	880,000	
	社会福祉金庫資金貸付金	1,360,000	480,000	880,000	
	共同募金配分金事業費	5,800,000	5,322,000	478,000	
	歳末たすけあい配分金事業費	5,800,000	5,322,000	478,000	
	返還金支出	0	0	0	
	負担金支出	262,000	249,000	13,000	
	負担金支出	262,000	249,000	13,000	
	負担金支出	262,000	249,000	13,000	

一般会計

単位:円

勘定科目		予算額	決算額	差異	備考
区分	大中小				
施設整備等による収支	助成金支出	5,130,000	5,110,000	20,000	
	助成金支出	5,130,000	5,110,000	20,000	
	地区社協助成金	4,260,000	4,260,000	0	
	朗読テープ作成団体助成金	100,000	100,000	0	
	福祉教育助成金	440,000	440,000	0	
	ボランティア連絡協議会助成金	250,000	250,000	0	
	ふれあいいきいきサロン助成金	80,000	60,000	20,000	
	経理区分間繰入金支出	7,639,000	4,850,000	2,789,000	
	経理区分間繰入金支出	7,639,000	4,850,000	2,789,000	
	法人運営事業経理区分繰入金支出	900,000	0	900,000	
	地域福祉事業経理区分繰入金支出	2,775,000	2,370,000	405,000	
	ボランティア活動促進事業経理区分繰入金支出	3,121,000	2,400,000	721,000	
	共同募金配分事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	在宅ケアサービス事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	一円玉募金事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	市委託金事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	貸付金事業経理区分繰入金支出	843,000	80,000	763,000	
	高齢者いきいき事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	経常支出計(2)	97,992,000	87,707,726	10,284,274	
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 1,418,000	1,861,072	△ 3,279,072	
施設整備等による収支	収入	0	0	0	
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	固定資産取得支出及び繰入支出	0	0	0	
	その他の固定資産取得支出	0	0	0	
	車輛運搬具取得支出	0	0	0	
	器具及び備品取得支出	0	0	0	
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
	積立預金取崩収入	0	0	0	
	福祉基金積立預金取崩収入	0	0	0	
財務活動による収支	福祉金庫積立預金取崩収入	0	0	0	
	備品等購入積立預金取崩収入	0	0	0	
	一円玉募金積立預金取崩収入	0	0	0	
	その他の収入	0	0	0	
	退職共済預け金返還金収入	0	0	0	
	全社協退職共済預け金返還金収入	0	0	0	
	財務収入計(7)	0	0	0	
	積立預金積立支出	2,005,000	5,000	2,000,000	
	備品購入積立預金積立支出	1,000,000	0	1,000,000	
	福祉基金積立預金積立支出	1,000,000	0	1,000,000	
財務活動による収支	一円玉募金積立預金積立支出	5,000	5,000	0	
	その他の支出	2,016,000	1,906,800	109,200	
	退職共済預け金支出	2,016,000	1,906,800	109,200	
	全社協退職共済預け金支出	2,016,000	1,906,800	109,200	
	財務支出計(8)	4,021,000	1,911,800	2,109,200	
	財務活動資金収支差額合計(9)=(7)-(8)	△ 4,021,000	△ 1,911,800	△ 2,109,200	
	予備費(10)	3,079,000	0	3,079,000	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 8,518,000	△ 50,728	△ 8,467,272	
	前期末支払資金残高(12)	8,518,000	21,760,051	△ 13,242,051	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	0	21,709,323	△ 21,709,323	

資 金 収 支 計 算 書
自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

特別会計 介護保険

単位:円

勘 定 科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
区分 經常活動による収支	大 中				
	収入				
	負担金収入	120,000	71,500	△ 48,500	
	負担金収入	120,000	71,500	△ 48,500	
	介護保険料収入	16,906,000	11,831,147	△ 5,074,853	
	居宅介護料収入	16,906,000	11,831,147	△ 5,074,853	
	介護報酬収入	11,736,000	7,602,750	△ 4,133,250	
	居宅介護支援介護料収入	2,148,000	1,664,500	△ 483,500	
	利用者負担金収入	1,262,000	853,183	△ 408,817	
	訪問調査委託料	100,000	125,000	25,000	
	介護予防訪問介護報酬収入	1,276,000	1,326,924	50,924	
	介護予防支援委託料	247,000	110,120	△ 136,880	
	介護予防利用者負担金収入	137,000	148,670	11,670	
	受取利息配当金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	0	0	0	
	経理区分間繰入金収入	0	0	0	
	経理区分間繰入金収入	0	0	0	
	居宅介護支援事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	經常収入計(1)	17,026,000	11,902,647	△ 5,123,353	
	支出				
	人件費支出	10,954,000	8,978,442	1,975,558	
	職員俸給	3,500,000	3,405,600	94,400	
	職員諸手当	537,000	485,160	51,840	
	非常勤職員給与	6,231,000	4,484,650	1,746,350	
	法定福利費	686,000	603,032	82,968	
	事務費支出	456,000	209,611	246,389	
	研修費	100,000	36,200	63,800	
	手数料	156,000	76,185	79,815	
	福利厚生費	200,000	97,226	102,774	
	事業費支出	4,167,000	2,103,497	2,063,503	
	実費弁償	303,000	118,800	184,200	
	諸謝金	26,000	6,000	20,000	
	旅費交通費	124,000	17,200	106,800	
	消耗品費	589,000	397,409	191,591	
	印刷製本費	30,000	11,025	18,975	
	燃料費	155,000	58,144	96,856	
	使用料	100,000	29,350	70,650	
	修繕費	400,000	0	400,000	
	通信運搬費	360,000	142,590	217,410	
	会議費	34,000	4,094	29,906	
	広報費	0	0	0	
	損害保険料	182,000	145,460	36,540	
	賃借料	1,218,000	1,086,540	131,460	
	租税公課	10,000	0	10,000	
	保健衛生費	86,000	19,200	66,800	
	雑 費	550,000	67,685	482,315	
	会計単位間繰入金支出	1,340,000	1,338,621	1,379	
	一般会計繰入金支出	1,340,000	1,338,621	1,379	
	法人運営事業繰入金支出	1,340,000	1,338,621	1,379	
	経理区分間繰入金支出	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出	0	0	0	
	訪問介護事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	經常支出計(2)	16,917,000	12,630,171	4,286,829	
	經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	109,000	△ 727,524	836,524	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
財務活動による収支	収入				
	積立預金取崩収入	0	0	0	
	介護保険事業運営調整基金取崩収入	0	0	0	
	財務収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	積立預金積立支出	0	0	0	
	介護保険事業運営調整基金積立支出	0	0	0	
	財務支出計(8)	0	0	0	
	財務活動資金収支差額合計(9)=(7)-(8)	0	0	0	
	予備費(10)	1,685,000	0	1,685,000	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 1,576,000	△ 727,524	△ 848,476	
前期末支払資金残高(12)		1,576,000	6,971,740	△ 5,395,740	
当期末支払残高(11)+(12)		0	6,244,216	△ 6,244,216	

資金収支計算書(平成23年度一般会計)

勘定科目	予算	決算	差異
< 経常活動による収支の部 >			
< 収入 >			
会費収入	7,901,000	8,790,800	-889,800
一般会費収入	6,842,000	7,652,400	-810,400
特別会費収入	89,000	98,400	-9,400
法人会費収入	970,000	1,040,000	-70,000
寄附金収入	990,000	1,104,476	-114,476
一般寄附金収入	910,000	1,020,476	-110,476
特別寄附金収入	80,000	84,000	-4,000
経常経費補助金収入	34,372,000	34,006,206	365,794
市補助金収入	34,372,000	34,006,206	365,794
社会福祉協議会交付金収入	34,372,000	34,006,206	365,794
助成金収入	306,000	306,000	0
県社協助成金収入	306,000	306,000	0
地域ぐるみ振興基金助成金収入	306,000	306,000	0
受託金収入	2,991,000	2,963,200	27,800
市受託金収入	1,869,000	1,842,000	27,000
天羽老人憩の家管理委託費収入	1,869,000	1,842,000	27,000
県社協受託金収入	1,122,000	1,121,200	800
生活福祉資金事務受託金収入	1,087,000	1,086,200	800
老障資金貸付事務受託金収入	23,000	23,000	0
臨時特例つなぎ資金貸付事務受託金収入	12,000	12,000	0
事業収入	25,153,000	23,381,369	1,771,631
利用料収入	669,000	531,200	137,800
在宅ケアサービス利用券収入	373,000	347,000	26,000
ガイドヘルパー利用券収入	17,000	0	17,000
天羽老人憩の家利用料収入	279,000	184,200	94,800
賃貸料収入	104,000	121,000	-17,000
車椅子・歩行器維持費収入	104,000	121,000	-17,000
福祉バザー事業収入	50,000	58,130	-8,130
一円玉募金事業収入	2,330,000	2,937,373	-607,373
高齢者生きがい事業収入	22,000,000	19,733,666	2,266,334
貸付事業等収入	600,000	314,000	286,000
社会福祉金庫資金償還金収入	600,000	314,000	286,000
共同募金配分金収入	10,358,000	10,323,682	34,318
一般募金配分金収入	4,958,000	4,957,542	458
歳末たすけあい配分金収入	5,400,000	5,366,140	33,860
負担金収入	2,320,000	1,237,200	1,082,800
負担金収入	2,320,000	1,237,200	1,082,800
負担金収入	2,320,000	1,237,200	1,082,800
雑収入	71,000	105,818	-34,818
雑収入	71,000	105,818	-34,818
雑収入	71,000	105,818	-34,818
受取利息配当金収入	1,000	172	828
受取利息配当金収入	1,000	172	828
受取利息配当金収入	1,000	172	828
経理区分間繰入金収入	7,506,000	6,300,000	1,206,000
経理区分間繰入金収入	7,506,000	6,300,000	1,206,000

法人運營業經理区分繰入金収入	5,206,000	4,200,000	1,006,000
高齢者いきがい事業經理区分繰入金収入	2,300,000	2,100,000	200,000
經常収入計(1)	92,569,000	88,832,923	3,736,077
< 支出 >			
人件費支出	39,486,000	38,324,397	1,161,603
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0
職員俸給	20,183,000	19,987,500	195,500
職員諸手当	9,022,000	8,504,641	517,359
非常勤職員給与	4,858,000	4,440,392	417,608
法定福利費	4,223,000	4,191,864	31,136
事務費支出	5,723,000	4,358,520	1,364,480
福利厚生費	152,000	68,303	83,697
旅費交通費	66,000	54,400	11,600
実費弁償	269,000	229,500	39,500
研修費	24,000	6,000	18,000
消耗品費	328,000	303,751	24,249
印刷製本費	553,000	518,371	34,629
燃料費	139,000	118,786	20,214
修繕費	370,000	294,464	75,536
通信運搬費	350,000	336,442	13,558
会議費	27,000	23,115	3,885
広報費	156,000	148,050	7,950
手数料	180,000	154,795	25,205
損害保険料	161,000	159,650	1,350
賃借料	2,391,000	1,482,043	908,957
租税公課	70,000	69,900	100
渉外費	100,000	92,250	7,750
諸会費	130,000	129,100	900
負担金	103,000	71,800	31,200
雑費	154,000	97,800	56,200
雑費	154,000	97,800	56,200
事業費支出	32,042,000	27,338,722	4,703,278
実費弁償	83,000	35,100	47,900
会員配分金	20,395,000	18,291,971	2,103,029
諸謝金	1,724,000	1,402,270	321,730
旅費交通費	24,000	11,800	12,200
講師等旅費	24,000	11,800	12,200
消耗品費	824,000	551,937	272,063
その他の消耗品費	824,000	551,937	272,063
器具什器費	484,000	453,544	30,456
印刷製本費	905,000	871,861	33,139
水道光熱費	756,000	609,199	146,801
燃料費	227,000	194,825	32,175
燃料費	6,000	0	6,000
車輛燃料費	221,000	194,825	26,175
使用料	80,000	39,900	40,100
修繕費	883,000	812,579	70,421
通信運搬費	876,000	851,414	24,586
会議費	111,000	63,660	47,340
手数料	176,000	176,000	0
損害保険料	873,000	758,461	114,539

賃借料	1,282,000	980,310	301,690
租税公課	96,000	95,500	500
給食費	950,000	263,193	686,807
教養娯楽費	867,000	538,213	328,787
雑費	426,000	336,985	89,015
貸付事業等支出	800,000	210,000	590,000
社会福祉金庫資金貸付金	800,000	210,000	590,000
共同募金配分金事業費	5,400,000	5,366,140	33,860
歳末たすけあい配分金事業費	5,400,000	5,366,140	33,860
助成金支出	4,986,000	4,986,000	0
助成金支出	4,986,000	4,986,000	0
地区社助成金	4,136,000	4,136,000	0
音訳テープ作成団体助成金	100,000	100,000	0
福祉教育助成金	440,000	440,000	0
ボランティア連絡協議会助成金	250,000	250,000	0
ふれあいいいきサロン助成金	60,000	60,000	0
負担金支出	309,000	293,000	16,000
負担金支出	309,000	293,000	16,000
負担金支出	309,000	293,000	16,000
経理区分間繰入金支出	7,506,000	6,300,000	1,206,000
経理区分間繰入金支出	7,506,000	6,300,000	1,206,000
法人運営事業経理区分繰入金支出	2,300,000	2,100,000	200,000
地域福祉事業経理区分繰入金支出	2,351,000	1,980,000	371,000
ボランティア活動促進事業経理区分繰入金支出	2,580,000	2,220,000	360,000
貸付金事業経理区分繰入金支出	275,000	0	275,000
経常支出計(2)	96,252,000	87,176,779	9,075,221
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-3,683,000	1,656,144	-5,339,144
< 施設整備等による収支の部 >			
< 収入 >			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
< 支出 >			
施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
< 財務活動による収支の部 >			
< 収入 >			
財務収入計(7)	0	0	0
< 支出 >			
積立預金積立支出	505,000	5,000	500,000
備品購入積立預金積立支出	250,000	0	250,000
千葉信用金庫富津支店(普通)7468699	250,000	0	250,000
福祉基金積立預金積立支出	250,000	0	250,000
千葉信用金庫富津支店(普通)7468720	250,000	0	250,000
一円玉募金積立預金積立支出	5,000	5,000	0
千葉信用金庫富津支店(普通)7468665	5,000	5,000	0
その他の支出	2,067,000	1,982,760	84,240
退職共済掛金預け金支出	2,067,000	1,982,760	84,240
全社協退職積立預け金支出	2,067,000	1,982,760	84,240
財務支出計(8)	2,572,000	1,987,760	584,240

財務活動収支差額(9)=(7)-(8)	-2,572,000	-1,987,760	-584,240
予備費(10)	3,163,000	0	3,163,000
当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-9,418,000	-331,616	-9,086,384
前期末支払資金残高(12)	9,418,000	21,709,323	-12,291,323
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	0	21,377,707	-21,377,707

資金収支計算書(平成23年度介護保険)

勘定科目	予算	決算	差異
< 経常活動による収支の部 >			
< 収入 >			
負担金収入	120,000	70,000	50,000
負担金収入	120,000	70,000	50,000
負担金収入	120,000	70,000	50,000
介護保険料収入	14,065,000	13,564,280	500,720
居宅介護料収入	14,065,000	13,564,280	500,720
介護報酬収入	8,875,000	8,449,033	425,967
居宅介護支援介護料収入	2,328,000	2,385,500	-57,500
利用者負担金収入	986,000	906,055	79,945
訪問調査委託料	100,000	95,250	4,750
介護予防訪問介護報酬収入	1,332,000	1,330,164	1,836
介護予防支援委託料	296,000	256,960	39,040
介護予防利用者負担金収入	148,000	141,318	6,682
経常収入計(1)	14,185,000	13,634,280	550,720
< 支出 >			
人件費支出	9,198,000	9,067,075	130,925
職員俸給	3,114,000	3,085,200	28,800
職員諸手当	451,000	417,772	33,228
非常勤職員給与	5,020,000	4,971,450	48,550
法定福利費	613,000	592,653	20,347
事務費支出	416,000	120,412	295,588
福利厚生費	190,000	77,892	112,108
研修費	70,000	0	70,000
手数料	156,000	42,520	113,480
事業費支出	5,548,119	3,446,778	2,101,341
実費弁償	271,000	110,700	160,300
諸謝金	26,000	6,000	20,000
旅費交通費	1,189,119	1,187,659	1,460
委員等旅費	1,189,119	1,187,659	1,460
消耗品費	521,000	159,960	361,040
その他の消耗品費	521,000	159,960	361,040
印刷製本費	20,000	0	20,000
燃料費	103,000	77,954	25,046
車輦燃料費	103,000	77,954	25,046
使用料	179,000	27,910	151,090
修繕費	375,000	153,955	221,045
通信運搬費	316,000	133,797	182,203
会議費	34,000	5,459	28,541
損害保険料	244,000	217,160	26,840
賃借料	1,504,000	1,242,780	261,220
租税公課	30,000	9,000	21,000
給食費	20,000	7,634	12,366
保健衛生費	64,000	4,510	59,490
保健衛生費	64,000	4,510	59,490
教養娯楽費	102,000	70,000	32,000
雑費	550,000	32,300	517,700
経常支出計(2)	15,162,119	12,634,265	2,527,854
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-977,119	1,000,015	-1,977,134

< 施設整備等による収支の部 >

< 収入 >

施設整備等収入計(4)	0	0	0
-------------	---	---	---

< 支出 >

施設整備等支出計(5)	0	0	0
-------------	---	---	---

施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
------------------------	---	---	---

< 財務活動による収支の部 >

< 収入 >

財務収入計(7)	0	0	0
----------	---	---	---

< 支出 >

財務支出計(8)	0	0	0
----------	---	---	---

財務活動収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
---------------------	---	---	---

予備費(10)	1,392,881	0	1,392,881
---------	-----------	---	-----------

当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-2,370,000	1,000,015	-3,370,015
-------------------------------	------------	-----------	------------

前期末支払資金残高(12)	2,370,000	6,244,216	-3,874,216
---------------	-----------	-----------	------------

当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	0	7,244,231	-7,244,231
-------------------------	---	-----------	------------

資金収支計算書(平成24年度一般会計)

勘定科目	予算	決算	差異
< 経常活動による収支の部 >			
< 収入 >			
会費収入	8,342,000	8,771,400	-429,400
一般会費収入	7,269,000	7,619,000	-350,000
特別会費収入	93,000	92,400	600
法人会費収入	980,000	1,060,000	-80,000
寄附金収入	996,000	591,305	404,695
一般寄附金収入	912,000	507,305	404,695
特別寄附金収入	84,000	84,000	0
経常経費補助金収入	35,316,000	35,011,800	304,200
市補助金収入	35,316,000	35,011,800	304,200
社会福祉協議会交付金収入	35,316,000	35,011,800	304,200
助成金収入	306,000	306,000	0
県社協助成金収入	306,000	306,000	0
地域ぐるみ振興基金助成金収入	306,000	306,000	0
受託金収入	2,984,000	2,983,200	800
市受託金収入	1,756,000	1,756,000	0
天羽老人憩の家管理委託費収入	1,756,000	1,756,000	0
県社協受託金収入	1,228,000	1,227,200	800
生活福祉資金事務受託金収入	1,193,000	1,192,200	800
老障資金貸付事務受託金収入	24,000	24,000	0
臨時特例つなぎ資金貸付事務受託金収入	11,000	11,000	0
事業収入	25,102,000	24,002,684	1,099,316
利用料収入	594,000	706,100	-112,100
在宅ケアサービス利用券収入	348,000	444,500	-96,500
ガイドヘルパー利用券収入	7,000	7,000	0
天羽老人憩の家利用料収入	239,000	254,600	-15,600
賃貸料収入	111,000	70,000	41,000
車椅子・歩行器維持費収入	111,000	70,000	41,000
福祉バザー事業収入	50,000	61,500	-11,500
一円玉募金事業収入	2,347,000	2,774,214	-427,214
高齢者生きがい事業収入	22,000,000	20,390,870	1,609,130
貸付事業等収入	600,000	318,000	282,000
社会福祉金庫資金償還金収入	600,000	318,000	282,000
共同募金配分金収入	11,163,000	11,048,384	114,616
一般募金配分金収入	5,663,000	5,666,384	-3,384
歳末たすけあい配分金収入	5,500,000	5,382,000	118,000
負担金収入	1,531,000	1,203,500	327,500
負担金収入	1,531,000	1,203,500	327,500
負担金収入	1,531,000	1,203,500	327,500
雑収入	101,000	181,907	-80,907
雑収入	101,000	181,907	-80,907
雑収入	101,000	181,907	-80,907
受取利息配当金収入	1,000	149	851
受取利息配当金収入	1,000	149	851
受取利息配当金収入	1,000	149	851
経理区分間繰入金収入	7,172,000	5,870,000	1,302,000
経理区分間繰入金収入	7,172,000	5,870,000	1,302,000

法人運営事業経理区分繰入金収入	4,922,000	3,740,000	1,182,000
高齢者いきがい事業経理区分繰入金収入	2,250,000	2,130,000	120,000
入 経常収入計(1)	93,614,000	90,288,329	3,325,671
< 支出 >			
人件費支出	40,517,000	39,660,098	856,902
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0
職員俸給	20,619,000	20,460,900	158,100
職員諸手当	9,354,000	9,129,262	224,738
非常勤職員給与	4,906,000	4,535,510	370,490
法定福利費	4,438,000	4,334,426	103,574
事務費支出	5,540,000	5,050,279	489,721
福利厚生費	92,000	74,693	17,307
旅費交通費	62,000	44,300	17,700
実費弁償	269,000	234,200	34,800
研修費	21,000	12,000	9,000
消耗品費	285,000	200,798	84,202
印刷製本費	547,000	527,068	19,932
燃料費	130,000	100,444	29,556
修繕費	80,000	0	80,000
通信運搬費	340,000	337,210	2,790
会議費	23,000	16,380	6,620
広報費	149,000	95,550	53,450
手数料	176,000	155,675	20,325
損害保険料	300,000	287,340	12,660
賃借料	2,458,000	2,453,157	4,843
租税公課	118,000	110,200	7,800
渉外費	120,000	111,709	8,291
諸会費	130,000	129,100	900
負担金	86,000	45,500	40,500
雑費	154,000	114,955	39,045
雑費	154,000	114,955	39,045
事業費支出	31,203,000	28,269,513	2,933,487
実費弁償	194,000	145,800	48,200
会員配分金	20,429,000	18,985,794	1,443,206
諸謝金	1,444,000	1,360,060	83,940
旅費交通費	25,000	0	25,000
講師等旅費	25,000	0	25,000
消耗品費	812,000	711,189	100,811
その他の消耗品費	812,000	711,189	100,811
器具什器費	617,000	526,035	90,965
印刷製本費	875,000	816,863	58,137
水道光熱費	756,000	667,636	88,364
燃料費	316,000	283,648	32,352
燃料費	6,000	1,091	4,909
車輛燃料費	310,000	282,557	27,443
使用料	68,000	56,120	11,880
修繕費	885,000	812,642	72,358
通信運搬費	1,045,000	948,372	96,628
会議費	81,000	59,070	21,930
手数料	176,000	176,000	0
損害保険料	1,172,000	813,484	358,516

賃借料	776,000	667,273	108,727
租税公課	43,000	34,100	8,900
給食費	648,000	494,628	153,372
教養娯楽費	422,000	421,639	361
雑費	419,000	289,160	129,840
貸付事業等支出	800,000	437,000	363,000
社会福祉金庫資金貸付金	800,000	437,000	363,000
共同募金配分金事業費	5,500,000	5,382,000	118,000
歳末たすけあい配分金事業費	5,500,000	5,382,000	118,000
助成金支出	5,331,000	5,331,000	0
助成金支出	5,331,000	5,331,000	0
地区社協助成金	4,501,000	4,501,000	0
音訳テープ作成団体助成金	100,000	100,000	0
福祉教育助成金	440,000	440,000	0
ボランティア連絡協議会助成金	250,000	250,000	0
ふれあいいきいきサロン助成金	40,000	40,000	0
負担金支出	293,000	254,000	39,000
負担金支出	293,000	254,000	39,000
負担金支出	293,000	254,000	39,000
経理区分間繰入金支出	7,172,000	5,870,000	1,302,000
経理区分間繰入金支出	7,172,000	5,870,000	1,302,000
法人運営事業経理区分繰入金支出	2,250,000	2,130,000	120,000
地域福祉事業経理区分繰入金支出	2,332,000	1,860,000	472,000
ボランティア活動促進事業経理区分繰入金支出	2,312,000	1,660,000	652,000
貸付金事業経理区分繰入金支出	278,000	220,000	58,000
経常支出計(2)	96,356,000	90,253,890	6,102,110
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-2,742,000	34,439	-2,776,439
< 施設整備等による収支の部 >			
< 収入 >			
固定資産売却収入	40,000	40,530	-530
その他の固定資産売却収入	40,000	40,530	-530
車輛運搬具売却収入	40,000	40,530	-530
施設整備等収入計(4)	40,000	40,530	-530
< 支出 >			
固定資産取得支出及び繰入支出	3,300,000	2,898,360	401,640
その他の固定資産取得支出	3,300,000	2,898,360	401,640
車輛運搬具取得支出	3,300,000	2,898,360	401,640
施設整備等支出計(5)	3,300,000	2,898,360	401,640
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-3,260,000	-2,857,830	-402,170
< 財務活動による収支の部 >			
< 収入 >			
財務収入計(7)	0	0	0
< 支出 >			
積立預金積立支出	10,000	7,000	3,000
一円玉募金積立預金積立支出	10,000	7,000	3,000
千葉信用金庫富津支店(普通)7468665	10,000	7,000	3,000
その他の支出	2,159,000	2,076,570	82,430
長期預け金支出	20,000	14,370	5,630
リサイクル料預け金支出	20,000	14,370	5,630
退職共済掛金預け金支出	2,139,000	2,062,200	76,800

全社協退職積立預け金支出	2,139,000	2,062,200	76,800
財務支出計(8)	2,169,000	2,083,570	85,430
財務活動収支差額(9)=(7)-(8)	-2,169,000	-2,083,570	-85,430
予備費(10)	1,670,000	0	1,670,000
当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-9,841,000	-4,906,961	-4,934,039
前期末支払資金残高(12)	9,841,000	21,377,707	-11,536,707
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	0	16,470,746	-16,470,746

資金収支計算書(平成24年度介護保険)

勘定科目	予算	決算	差異
< 経常活動による収支の部 >			
< 収入 >			
負担金収入	120,000	45,500	74,500
負担金収入	120,000	45,500	74,500
負担金収入	120,000	45,500	74,500
介護保険料収入	14,298,000	13,009,020	1,288,980
居宅介護料収入	14,298,000	13,009,020	1,288,980
介護報酬収入	9,005,000	8,964,115	40,885
居宅介護支援介護料収入	2,328,000	2,060,000	268,000
利用者負担金収入	1,006,000	1,107,905	-101,905
訪問調査委託料	100,000	75,000	25,000
介護予防訪問介護報酬収入	1,362,000	536,090	825,910
介護予防支援委託料	346,000	212,000	134,000
介護予防利用者負担金収入	151,000	53,910	97,090
経理区分間繰入金収入	600,000	0	600,000
経理区分間繰入金収入	600,000	0	600,000
居宅介護支援事業経理区分繰入金収入	600,000	0	600,000
経常収入計(1)	15,018,000	13,054,520	1,963,480
< 支出 >			
人件費支出	9,539,000	8,205,976	1,333,024
職員俸給	3,352,000	2,527,200	824,800
職員諸手当	511,000	283,852	227,148
非常勤職員給与	4,976,000	4,945,635	30,365
法定福利費	700,000	449,289	250,711
事務費支出	261,000	97,988	163,012
福利厚生費	160,000	69,993	90,007
研修費	40,000	3,000	37,000
手数料	61,000	24,995	36,005
事業費支出	4,598,000	3,813,009	784,991
実費弁償	166,000	160,200	5,800
諸謝金	10,000	6,000	4,000
旅費交通費	1,353,000	1,325,728	27,272
委員等旅費	1,353,000	1,325,728	27,272
消耗品費	276,000	213,656	62,344
その他の消耗品費	276,000	213,656	62,344
印刷製本費	15,000	0	15,000
燃料費	115,000	85,386	29,614
車輛燃料費	115,000	85,386	29,614
使用料	75,000	28,940	46,060
修繕費	100,000	17,640	82,360
通信運搬費	214,000	177,444	36,556
会議費	12,000	6,471	5,529
損害保険料	222,000	171,420	50,580
賃借料	1,595,000	1,563,123	31,877
租税公課	20,000	7,200	12,800
給食費	20,000	5,001	14,999
保健衛生費	53,000	0	53,000
保健衛生費	53,000	0	53,000

教養娯楽費	102,000	41,600	60,400
雑費	250,000	3,200	246,800
経理区分間繰入金支出	600,000	0	600,000
経理区分間繰入金支出	600,000	0	600,000
訪問介護事業経理区分繰入金支出	600,000	0	600,000
経常支出計(2)	14,998,000	12,116,973	2,881,027
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	20,000	937,547	-917,547
< 施設整備等による収支の部 >			
< 収入 >			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
< 支出 >			
施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
< 財務活動による収支の部 >			
< 収入 >			
財務収入計(7)	0	0	0
< 支出 >			
財務支出計(8)	0	0	0
財務活動収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
予備費(10)	3,000,000	0	3,000,000
当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-2,980,000	937,547	-3,917,547
前期末支払資金残高(12)	2,980,000	7,244,231	-4,264,231
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	0	8,181,778	-8,181,778

社会福祉協議会ってどんなところ … (1)	生活福祉資金貸付事業 … (17)
	福祉教育推進活動 … (18)
「地域福祉事業」	ひとり親家庭中学卒業祝品贈呈事業… (19)
地区社会福祉協議会 … (2)	富津市社会福祉大会 … (20)
おやこ遊遊ひろば … (3)	福祉バザー … (21)
布えほん貸出事業 … (4)	車椅子・歩行器貸与 … (22)
ミニデイサービス「みちくさの会」… (5)	福祉カー貸出事業 … (23)
	天羽老人憩の家 … (24)
「在宅福祉サービス事業」	高齢者生きがい事業 … (25)
日常生活自立支援事業 … (6)	介護職員初任者研修 … (26)
ちょっと困ったお助け隊 … (7)	
在宅ケアサービス事業 … (8)	「公益事業」
シルバーテレホン友愛サービス事業… (9)	介護保険事業 … (27)
福祉緊急救助システム設置事業 … (10)	地域包括支援センター … (28)
ガイドヘルパー事業 … (11)	
音訳奉仕事業 … (12)	「当事者組織支援」
	あきつの会支援事業 … (29)
「相談事業」	富津市老人介護家族の会 … (30)
総合相談一覧 … (13)	
法律相談 … (14)	「会費・募金関係」
	富津市社会福祉協議会会費 … (31)
「ボランティア」	一円玉募金 … (32)
富津市ボランティアセンター運営事業… (15)	赤い羽根募金 … (33)
災害ボランティアセンター運営事業… (16)	歳末たすけあい募金 … (34)

社会福祉協議会（略称：社協）ってどんなところ？

「社協」って皆さん知っていますか？社協とは、「社会福祉協議会」を略した呼びかたです。

社協は、民間の福祉団体で市民の皆さんやボランティア、行政や関係団体・専門組織などの参加・協力を得ながら活動することを特長としています。

また、民間組織としての「自主性」と地域の皆さまやさまざまな分野の関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

富津市社協は、富津町・大佐和町・天羽町にそれぞれ設置されていた社協を市制施行に伴い、1975年（昭和50年）に統合し、厚生大臣から社会福祉法人の認可を得ました。また、2000年（平成12年）に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され109条に社協は地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられました。

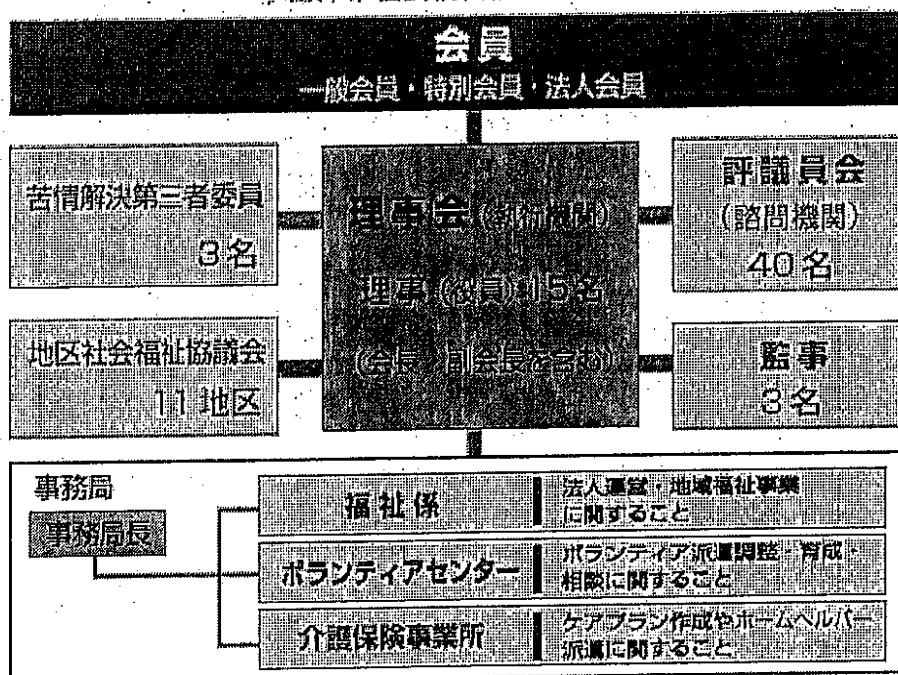
社協は地域のなかの問題をみんなで考え、話し合い、行政や関係機関・専門機関などの協力を得ながら、地域住民が安心して心豊かに暮らせることを目指して、事業を推進しています。

（社協の組織や構成は）

当協議会の運営にあたる理事・評議員は区長、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、福祉団体の代表、ボランティア団体の代表、福祉施設、行政、学識経験者などで組織され、共に連携・協働しながら地域福祉の推進を図っています。

また、会長、副会長3名は当協議会定款に基づき理事の互選により決定します。

富津市社会福祉協議会組織図



事業名	地区社会福祉協議会事業
-----	-------------

(内容)

地区社協は住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的にしています。そこに住むすべての人が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって、知恵と力を出し合って地域総ぐるみで推進する、地区社協はその牽引役です。富津市には小中学校単位で分かれた、11 地区の地区社会福祉協議会が活動しています。

(なぜ地区社会福祉協議会が必要か)

(1) 各種住民組織・グループとの協力体制の「場」づくり役として

地域の中には、いろいろな住民組織（自治会をはじめ、子供会、老人クラブ、ボランティアグループ等）があり、それぞれが組織の目的をもって地域のまちづくりのために活動展開しています。

しかし、地域の住みよいまちづくりをどのようにして進めるかという「課題の解決」に対してこれらの組織が、個々ばらばらに活動しては、その目標に到達することができない場合があります。

そこで、これらの地域での生活上の諸問題を解決するためには、その地域の住民自身が自発的に課題解決の「場」に参加できるようにし、さらに地域の各団体や機関がその問題に関心を持ち、協力体制を話し合いの中で作り出し問題の解決を図っていくことが必要です。

(2) 住みよい福祉の推進役として

住みよいまちづくりを進めることは、地域そのものが抱えている生活上の諸問題の解決を図らずには出来ません。

地区社協は、地域で起こっているこれらの諸問題を、地域住民全体の問題として取り上げ、その解決を図るための住みよい福祉のまちづくり運動を推進する上で大きな役割を果たしています。

(3) 地域におけるボランティア活動の推進役として

地区内では、いろいろな場面でボランティア活動に取り組んでいる人々がいます。また、活動をしながら、何か地域社会のために役立ちたいと考えている人々がいます。

地区社協は、このような地域の人々を掘り起こして、地域福祉活動にみんなが楽しく参加出来る場づくりを推進してゆく役割を果たします。

いわゆる、地域のボランティア活動の輪を広げて行く役割を果たしてゆくのです。

(組織の構成)

地区社協の組織は住民全体に支えられ、その総意が結集できる幅広い住民組織によって構成され、福祉、教育、保健・医療などに関係する専門機関の参加協力を得ながら活動しています。

(地区社協の構成団体)

- (1) 住民代表的な性格の強い組織団体…自治会、青年組織 等
- (2) 福祉専門的性格の強い組織団体 …民生委員・児童委員、ふれあい推進員
社会福祉施設、ボランティア団体 等
- (3) 当事者的な性格の強い組織団体 …障がい者団体、老人クラブ 等
- (4) 関連分野団体及びその地域担当者…学校関係団体、医師会
警察消防関係団体 等
- (5) その他 …学識経験者、個人 等

(富津市内各地区社協の配置図)

地区社協名	自治会の範囲
富津地区社会福祉協議会	東町区、仲町区、西町区、富津浜町区、新町区、新井区、川名区、篠部区
青堀地区社会福祉協議会	大堀1区、大堀2区、大堀5区、青木区、西川区
飯野地区社会福祉協議会	山王区、下飯野区、上飯野区、本郷区、二間塚区
大貫地区社会福祉協議会	上岩入区、下岩入区、栗畑区、海老田区、仲荒区、寺谷区、太田区、高根区、小久保浜町区、仲町区、上町区、川向区、弁天区、岩瀬1区、岩瀬2区、岩瀬3区、岩瀬4区、岩瀬5区、千種新田1区、千種新田2区、千種新田3区
吉野地区社会福祉協議会	西大和田区、絹区、相野谷区、一障区、上区、近藤区、八田沼区、中区
佐貫地区社会福祉協議会	宝竜寺区、花香谷区、佐貫区、東佐貫区、亀沢区、中村1区、中村2区、鶴岡区、大坪区、八幡区、笹毛区
湊地区社会福祉協議会	湊第1区、湊第2区、湊第3区、湊第4区、湊第5区、湊第6区、湊第7区、湊第8区、湊第9区、湊第10区、湊第11区、湊第12区
天神山地区社会福祉協議会	天神山第1区、天神山第2区、天神山第3区、天神山第4区、天神山第5区、天神山第6区、天神山第7区、天神山第8区

竹岡地区社会福祉協議会	竹岡第 1 区、竹岡第 2 区、竹岡第 3 区、竹岡第 4 区、竹岡第 5 区、竹岡第 6 区、竹岡第 7 区
金谷地区社会福祉協議会	金谷第 1 区、金谷第 2 区、金谷第 3 区、金谷第 4 区、金谷第 5 区、金谷第 6 区、金谷第 7 区、金谷第 8 区
峰上地区社会福祉協議会	峰上第 1 区、峰上第 2 区、峰上第 3 区、峰上第 4 区、峰上第 5 区、峰上第 6 区、峰上第 7 区、峰上第 8 区、峰上第 9 区、峰上第 10 区、峰上第 11 区、峰上第 12 区、峰上第 13 区、峰上第 14 区、峰上第 15 区

事業としては、見回りネットワーク・給食サービス・登下校見守り隊など地域に根差した活動を行っております。また、富津市役所設立の要援護者安心ネットワーク支援事業の平常時見守りも実施しています。

事業名

子育て支援事業（おやこ遊遊ひろば）

（内容）

子育てにおいて、育児不安や孤立感を和らげ良い環境の中で子どもを育てられるように、開催しております。

手作りの布えほんや玩具があり、お母さんと子どもが自由に遊べ、おしゃべりのできる親と子の居場所です。時間内ならいつ来ても、いつ帰っても構いません。

是非、ご参加下さい。

また、主任児童委員による「子育てなんでも相談」を併せて開催しております。子育てで「ちょっと困った」ことなど、ご相談下さい。

（対象者）

市内に住んでいる親と子

（開催日と場所）

毎月第2・4金曜日 9時30分～11時30分

場所は中央公民館 和室(2階)です。

（富津市中央公民館案合図）

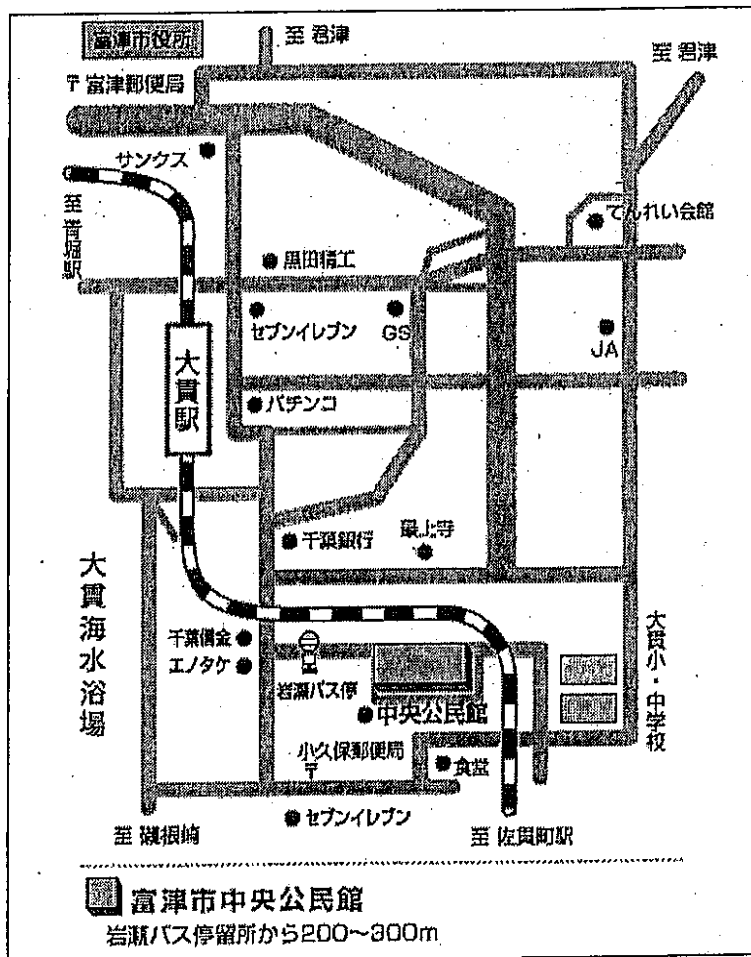
（費用）

無料です。

（申し込み）

開催日に開催場所に直接きていただければ参加できます。

また、内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせ下さい。



（目的）

布えほんを手にした子どもに夢と安らぎを与え、美的情操と知的情操を養い心身の発達および親子のふれあいと絆を深めるために、布えほん・おもちゃの貸出を行っています。

（貸出対象者）

どなたにも貸出をおこなっておりますが、当協議会に登録していただきます。なお、登録は貸出当日行うことができます。また、登録は中学生以上とさせていただいております。

（貸出数）

個人の方は2セット以内、団体の方は5セット以内の貸出となります。

（貸出期間）

2週間以内です。

（費用）

無料です。

（貸出日及び場所）

（1）布えほん貸出事業開催日の貸出

毎月第1・3木曜日の10時00分から15時00分まで、
場所は富津公民館 団体室です。

（2）おやこ遊遊ひろば開催日にも貸出を行っております。

毎月第2・4金曜日 9時30分から11時30分まで
場所は中央公民館 和室(2階)です。

（3）上記以外での貸出希望は、当協議会にご相談下さい。

（利用するにあたっての留意点）

貸出を受けた布えほんは、他の方に転貸しないようにして下さい。

(内 容)

高齢者の閉じこもり防止や生きがい・介護予防等を目的として、ボランティアの協力により午前中は入浴・足浴。午後からはレクリエーションを行っています。

利用者の「したい」ことをできる限り実現させるため、束縛した時間内のリハビリ等は行わず、ゆったりしたひと時を過ごしてもらいます。

(利用できる方)

市内に住んでいる 65 歳以上の方。

*介護保険対象内外は問いませんが「閉じこもり防止」「介護予防支援」を目的とした事業ですので中～重度の介護が必要な方は利用できませんので、ご理解ください。

(開催日時)

第 1・2・3・4 月曜日と第 3・4 金曜日 (地区によって異なります。)

1 人の方の利用回数は月 1～2 回

(一日の流れ)

9 時 00 分から 10 時 00 分	集合場所にお迎えに行きます。
10 時 00 分から 15 時 00 分	足浴やレクリエーションを行い、みんなで楽しく過ごします。
15 時 00 分から 16 時 00 分	集合場所までお送りいたします。

(開催場所)

天羽老人憩の家

(利用料)

1 人 1 回 1,000 円 (昼食代・憩の家利用料等)

*バス旅行や季節行事等の際には実費の負担をお願いしております。

(利用の手続き)

① 当協議会にご相談ください。

(本人に限らず、ご家族・民生委員・ケアマネージャー等でも可能です。)

② ご本人に見学をしていただき、内容を説明させていただきます。

(お手数ですが、見学時はご家族等で送迎をお願いします。)

③ 利用希望があれば、住所・電話番号・緊急連絡先等を教えていただき、送迎場所を確認し、次回参加時より送迎いたします。

*なお、緊急連絡先等を伺いますが、この個人情報「みちくさの会」における緊急時以外は使用いたしません。

事業名	日常生活自立支援事業
-----	------------

(内容)

日常生活を送るうえで、十分な判断が難しい方・不安な方、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるよう支援福祉サービスです。

例えば…

- ① 福祉サービスって何があるんだろう？福祉サービス利用援助
福祉サービスを安心してご利用できるお手伝いします。
(福祉サービスの情報提供・利用手続き支援など)
- ② お金の管理が心配…財産管理サービス
毎日の暮らしに欠かせないお金の出しをお手伝いします。
(通帳からの払い出しや入金のお手伝い・公共料金等の支払いなど)
- ③ 通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまう…財産保全サービス
大切な書類や印鑑をお預かりします。
(年金証書や実印、権利証など重要書類を市会福祉協議会が契約する銀行の貸金庫に保管)
- ④ 将来のことや財産が心配…専門家の紹介サービス
弁護士や社会福祉士など、心配事に即ち専門家を紹介します。

(利用できる方)

高齢者や障がい者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば、理解できる方です。
また、入院中の方や施設入所の方、成年後見人等が選任されている方につきましてはご相談ください。

(費用)

相談や、支援計画の作成、専門家の紹介サービスについては無料です。
生活支援員による支援については有料となります。

福祉サービス利用援助・財産管理サービス		支援員の交通費	
1 時間未満	5 0 0 円	回の往復時間	
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	1, 0 0 0 円	0 分未満	無料
*以降 3 0 分ごとに 5 0 0 円加算		0 分以上 1 時間未満	5 0 0 円
		1 時間以上	一律 1, 0 0 0 円
年会費	3, 6 0 0 円	財産保全サービス	年間 3, 0 0 0 円

(申請及び利用までの流れ)

1 相 談

社会福祉協議会にご相談ください。本人以外でもご家族や、行政窓口、民生委員さんを通じた問い合わせにも対応します。

2 訪 問

社会福祉協議会の専門員^(注2)がお宅を訪問し、ご本人と面接します。困っていることや生活状況を確認するとともに、契約ができるかどうかの調査をします。

3 契約締結審査会

専門員が調査した内容をもとに、利用の可否を千葉県後見支援センター契約締結審査会で審査します。

4 支援計画の作成・契約

審査会の決定を受け、専門員が本人の希望を確認しながら支援計画を作成します。その計画で良ければ契約をします。

5 支援の開始

支援計画に基づいて生活支援員^(注3)定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービスの利用援助や、預貯金の出し入れ、支払い代行を行います。

(注1) 成年後見人… 判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間として(成年後見制度)の尊厳が損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面で支援する仕組みです。

判断能力に応じて補助・補佐・後見の3類型があります。また、判断能力の低下に備えて信頼できる後見人を自ら選び公正証書で契約しておく任意後見制度もあります。

(注2) 専門員… この事業を利用するにあたり、ご本人の生活状況の確認や、契約までの調整・支援計画を作成する社会福祉協議会の職員のことをいいます。また、関係機関との調整や、生活支援員への指導も行います。

(注3) 生活支援員… 社会福祉協議会の推薦をうけて研修を修了した方で、利用者宅を定期的に訪問し、直接支援する人のことです。

事業名	ちょっと困ったお助け隊
-----	-------------

(内容)

日常生活を営んでいく上で、専門業者に頼むほどではないが自分ではできない「ちょっと困った」をお手伝いします。

(対象)

利用については概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。

(利用料)

無料ですが、月 1 回を限度としています。(最高年 12 回まで)

(利用例)

- 電球を取り替えたい。
- テレビ、エアコン等のリモコンがきかない。
- 箆箆の上の荷物をおろしたい。

*15 分以内に完了する「ちょっと困った」です。

(利用の流れ)

- ①困ったことが発生したらまず、当協議会へ電話でご相談ください。
- ②当協議会職員が内容を聞いて支援できるか判断します。
- ③お宅に訪問し、お手伝いします。

(目 的)

市内に住む高齢者・障がい者が住み慣れた地域の中で、日常生活で困ったときや介護で疲れたときに「利用会員」として登録・申し込みを行い、地域の中から参加したホームヘルパーなどの有資格者の「協力会員」が家事援助・介護などのサービスを有料で提供する会員制の相互扶助制度です。

(会 員)

(1) 利用会員

①概ね 65 歳以上の方

○寝たきり高齢者等を介護している世帯

○ひとり暮らし・老人世帯で福祉サービスを必要としている世帯

②概ね 55 歳以上の方

○身体に障害があり福祉サービスを必要としている方

(2) 協力会員

①社会福祉及びこの事業を理解し、熱意をもってサービスを提供できる方

②ホームヘルパーなどの資格をお持ちの方

(利用日)

月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分まで

(土曜・日曜・国民の祝日・年末年始は除きます。)

(費 用)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 家事援助サービス | 1 時間 850 円 |
| ② 身体介護サービス | 1 時間 1050 円 |
| ③ 交通費 | 1 回につき 200 円 |

(申し込み)

相談・依頼があった場合には事業所職員が訪問してお話を伺います。当協議会へお問い合わせ下さい。

なお、利用する場合は事前に利用券を購入していただきます。(10 枚綴り)

その他申し込み書類・健康診断が必要です。

事業名	シルバーテレホン友愛サービス事業
-----	------------------

(内容)

市内に住んでいるひとり暮らし高齢者の日々の安否確認をボランティアの協力により行っています。

月曜日から金曜日までの5日間（祝日・年末年始を除く）、10時から12時の間に、ボランティアの方が利用される方のお宅に電話をして安否確認を行っています。

(利用できる方)

市内に住んでいる65歳以上のひとり暮らし高齢者。

(費用)

無料です。

(申請・利用の手続き)

- ① 担当地区民生委員に申し込み下さい。
- ② 利用者登録申込書をご記入いただきます。
- ③ 当協議会から利用される方にご連絡し、確認後に本事業の開始となります。

*なお担当地区民生委員が分からない場合や詳しい内容を確認したい場合は当協議会へご連絡ください。

(利用にあたっての留意点)

安否確認が目的であるので、不在の場合は確認がとれるまで電話を掛けますので、外出などの予定があり自宅を不在にする場合は、前もって、その旨のご連絡をお願いします。

事業名	福祉緊急救助通報システム設置事業
-----	------------------

(目的)

ひとり暮らしの高齢者が安心感を持ちながら日常生活を過ごせるように緊急時の救助システムの設置を行っています。

(内容)

腕時計タイプの緊急用ボタンを押すと、あらかじめセットしておいた第1・2通報先(知人や親せき等)に自動的に連絡が入り、不在の時は第3通報先として消防署に連絡が入り救急車が出動します。

(利用できる方)

市内に住んでいる65歳以上の一人暮らし高齢者。

(費用)

工事費の1万円。(設置時のみ)

なお、その後の費用は原則いたしません。

(申請・利用の手続き)

申請書に必要事項をご記入いただき、担当地区民生委員より当協議会へ申請していただきます。

なお、申請書に第1・2通報先もご記入いただきます。

(問合せ先)

内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせください。

(利用にあたっての留意点)

第1・2通報先になる方に必ずご了承をいただいでください。

事業名	ガイドヘルパー事業
-----	-----------

(目 的)

視覚障がい者(児)の社会参加の促進を図り、共に助け合い住み慣れた地域で生きがいのある人生を皆で過ごすため、ガイドヘルパーボランティア（当協議会で独自に実施した研修を受けた方）の協力を得て視覚障がい者(児)の外出等の支援を行います。

(会 員)

市内に住んでいる視覚障がい者(児)で利用登録をされている方

(利用方法について)

- ① 利用前に登録用紙に必要事項を記入して登録していただきます。
- ② 利用料は下記のとおりとなります。なお、利用するにあたり、事前に利用券（1冊 10枚綴り 3,500円）を購入いただきます。
- ③ 利用したい日を当協議会に伝えていただき、ガイドヘルパーボランティアと日程調整をして、ご連絡します。

(利用日時)

原則として、月曜日～金曜日の9時00分から17時00分まで
(土日、国民の祝日、年末年始は利用できません)

(利用料)

- ① 1時間 350円(利用券1枚)
- ② その他、ガイドヘルパーボランティアにかかる交通費

(利用料支払いについて)

利用した日の終了時にガイドヘルパーボランティアに利用時間分の利用券をお渡ししていただくことにより、利用料の支払いが終了します。

(申し込みについて)

利用登録や内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせ下さい。

（目 的）

視覚障がい者（児）が情報不足等にならないように、ボランティアの協力により広報等の音訳テープを作成しています。

（対象者）

市内に住んでいる視覚障がい者（児）

（活動内容）

現在音訳テープ作成に、2 団体のボランティア団体が活動しています。なお、音訳テープは郵送でお届けしております。

① 草笛会 …「県民だより」の音訳テープの作成

② いさりびの会…「広報ふつつ」の音訳テープの作成

*なお、平成 25 年 6 月より「広報ふつつ」の音声データ等を、富津市ホームページ内の「音声広報」で公開しております。よろしければ聞いてみて下さい。

（費用）

無料です。

また、郵送料については、第四種郵便物により無料です。

（音訳テープの返却方法）

原則担当地区民生委員が自宅に伺い回収します。

（利用方法）

音訳テープをご希望の方は当協議会までお申込み下さい。

（音訳テープ作成ボランティア募集について）

本事業に関心があり、ボランティア活動をしてみたい方は、当協議会へご連絡下さい。

事業名	総合相談一覧
-----	--------

相談事業名	相談日	時間	場所	相談方法	相談員
法律相談	第 1・3 金曜日	13:30 ～ 16:30 1人25分間	市役所 第一市民 相談室	面 接 予約制 87-9611	弁護士
子 育 て なんでも相談	第 2・4 金曜日	9:30 ～ 11:30	中央公民館 2階和室	面 接	主任児童委員
シルバー相談	月曜日 ～ 金曜日	10:00 ～ 15:00	当協議会 事務室	電 話 87-9611	シルバー 相談員 (サービス 提供責任者)
福 祉 相 談 なんでも窓口	月曜日 ～ 金曜日	9:00 ～ 17:00	当協議会 事務室	電 話 87-9611	当協議会 職員

※予約・お問い合わせのお電話の受付は、土・日・祝日・年末年始は除きます。

また、相談日が祝日の場合はお休みとなります。

(1)法律相談とは…

契約している弁護士が法律に関する初期相談を行います。予約制。

*詳しくは、次ページでご確認ください。

(2)子育てなんでも相談とは…

子育ての中で困ったことなどを、主任児童委員が相談を受けます。また、内容によっては専門機関などに繋がります。

(3)シルバー相談とは

高齢者が生活している中で困ったことなどを、相談員が相談を受けます。また、内容によっては専門機関などに繋がります。

(4)福祉相談なんでも窓口

福祉全般のことで困ったことやどこに相談すればいいのかわからないなどを、当協議会職員が相談を受けます。内容を確認して問題解決に向けての対応や専門機関などに繋がります。

事業名	法律相談
-----	------

(目 的)

社会生活の問題・お金の問題・子供のこと等、法的問題でお困りの方に、弁護士が初期アドバイスをおこないます。

(利用できる方)

市内に住んでいる方。

(利用日時)

毎月第1・3金曜日 13時30分～16時25分まで
一人 25分間の相談となります。

① 13:30～13:55

② 14:00～14:25

③ 14:30～14:55

④ 15:00～15:25

⑤ 15:30～15:55

⑥ 16:00～16:25

*事前に予約が必要になります。

(費 用)

無料です

(お問い合わせ先)

当協議会にお問い合わせ下さい。

予約は電話でも、当協議会にお越しいただいてもかまいません。

(内容)

ボランティアセンターは、ボランティア活動に「関心がある」「参加したい」「手伝ってほしい」などの市民の民さまの窓口として、さまざまな情報や活動を集めて、皆さまのボランティア活動を応援しています。

(1) 相談、紹介

「ボランティア活動をしたい人」や「ボランティアの活動を求めている人」の相談を行い、希望に合った活動と一緒に考え、探します。またボランティアの募集・調整を行います。

(2) 連絡調整

ボランティア活動のスムーズに行えるために福祉施設や団体・個人などと連絡調整を行います。

(3) 情報の収集、提供

地域にどんな課題があるか目を配りながら、福祉施設や福祉団体・ボランティアグループなどの情報や、ボランティア活動に必要な色々な情報を収集し、情報誌等でお知らせしたり、相談の時にも役立てたりします。

(4) ボランティア登録

ボランティア活動者の登録を行っています。

グループでも個人でも登録でき、安心して活動できるようボランティア保険の加入や活動に対するサポートを行っています。

※当協議会にて随時登録を受け付けていますので、ご相談ください。

(5) 収集ボランティア

『エコキャップ』『プルタブ』『テレホンカード』『プリペイドカード』『ベルマーク』『使用済み切手』『書き損じ葉書』などを収集しています。

収集物は、関係団体などに送り、福祉関連の事業に役立てて貰います。

【なお、回収場所は…】

- ① 当協議会 月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分
- ② 天羽老人憩の家 月曜日から金曜日の 9 時 00 分から 12 時 00 分

事業名	災害ボランティアセンター運営事業
-----	------------------

(内容)

全国社会福祉協議会は地震等災害が発生し、地元住民が自主的に復旧・復興できない部分や行政が取り組むことができない部分が発生した時に災害ボランティアセンターを立ち上げボランティアを募集し、協力をいただきながら復旧・復興支援を行います。

(災害ボランティアセンターの機能)

災害ボランティアセンターは次に掲げることを行います。

- (1) 被災者のボランティア・ニーズの把握
- (2) 災害救援ボランティアの受け入れ、ボランティア活動保険加入手続き
- (3) 災害救援ボランティアと支援を必要とする地域住民のコーディネート
- (4) 被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関への情報提供、支援要請
- (5) 障がい者、高齢者等の要支援者の状況確認
- (6) その他、被災状況、時期により必要と認められるもの

(災害ボランティアセンターの募集の流れ)

- (1) 第1段階は、市内の被災状況を確認しながら市内の市民の皆さまにボランティアの募集をホームページ等で行ないます。
- (2) 第2段階として、上記によりボランティアが不足等した場合は、千葉県社会福祉協議会と連携して、県内の被災地外の市町村社協に対し、ボランティア募集の応援要請を行います。
- (3) 第3段階として、県内で必要なボランティアが確保できない場合は、千葉県社会福祉協議会を通じて、県外の都道府県社会福祉協議会に対し要請し、全国へボランティア募集の応援要請を行います。

(ボランティアの派遣基準について)

- (1) ボランティアの安全が確保できること
- (2) 行政が取り組むことができない活動であること

事業名	千葉県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業
-----	----------------------

(内 容)

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。また、この貸付制度は千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村の社会福祉協議会が相談や申請の窓口をしております。

なお、下記一覧は内容を抜粋したものです。また、貸付には条件や審査がありますので、ご希望に添えないことがあります。詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成26年4月1日現在の内容)

	内 容	条 件	貸付限度額	返済内容
1	緊急小口資金 所得の少ない世帯で緊急且つ一時的に生計の維持が困難になった場合の資金	○低所得世帯。 ○富津市に6ヶ月以上居住している方(単身世帯・1年以上) *生活保護世帯は対象外	10万円以内	据置期間 2ヶ月 償還期間 8ヶ月以内
2	総合支援資金 失業等により日常生活に困難を抱え職安による就職活動をする為の生活費等の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付資金	○離職2年以内の方 ○65歳未満の方 ○生活保護・年金等の公的給付が受けられない方 ○職安より連絡票を受けている方	①単身 月15万円以内 ②2人以上 月20万円以内 最大貸付期間 12ヶ月	据置期間 6ヶ月 償還期間 20年以内
	住宅入居費 住宅の賃貸契約に必要な費用	〃	40万円以内	〃
	一時生活再建費 生活を再建する為の費用(公共料金・家賃の滞納分他)	〃	60万円以内	〃
3	教育支援費 高校・大学または専門学校に就学するために必要な経費(授業料・通学費・学用品購入費・施設設備費・修学旅行等積立金・実験実習費・部活動費他)	○低所得世帯 他からの融資を受けることが困難な方(日本学生支援機構・日本政策金融公庫他)	高校 月35,000円以内 短大・専修・高専 月60,000円以内 大学 月65,000円以内	据置期間 卒業後 6ヶ月 償還期間 10年以内
	就学支度費 高校・大学または専門学校に入学時に必要な経費 (入学金・制服・運動着・教科書・靴・鞆・通学用自転車等)	教育支援資金と同じ(入学時のみ申請可)	50万円以内	〃

4	介護費 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費 期間中の生計を維持する為に必要な経費	○低所得世帯 ○障がい者世帯 ○高齢者世帯 ＊生活保護世帯は対象外	① 1年以内の場合 1,700,000円以内 ② 1年から1年6ヶ月以内の場合 2,300,000円以内	据置期間 6ヶ月 償還期間 5年以内
5	障がい者用自動車購入費 障がい者方が運転する車の購入費。障がい者・児の通院・通学等の為に使用する車の購入費	障がい者世帯 (障がい者本人または障害者と生計を同一にする者)	① 2,000,000円以内 ② 福祉車両の場合 2,500,000円以内	据置期間 6ヶ月 償還期間 8年以内
6	療養費 負傷または疾病の療養に必要な経費。当該療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○低所得世帯 ○高齢者世帯 ＊生活保護世帯が対象外	1年以内の場合 1,700,000円以内 1年から1年6ヶ月以内の場合 2,300,000円以内	据置期間 6ヶ月 償還期間 5年以内
7	不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	○低所得世帯 ○世帯構成員が65歳以上 ○土地の鑑定価格が1,000万円以上 居住している土地・建物(戸建住宅) ※マンションは不可	○鑑定価格の70% ○貸付月額 月30万円以内 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	据置期間 契約終了後 3ヶ月以内 償還期間 据置期間終了時
8	要保護世帯向け不動産担保型資金 要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	○生活保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯。 ○申込者及び配偶者が65歳以上。 ○土地・建物の合計鑑定価格が500万以上。 ③居住している土地・建物(戸建住宅)・集合住宅(マンション)	① 戸建て住宅 鑑定価格の70% ② 集合住宅 鑑定価格の50% 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	据置期間 契約終了後 3ヶ月以内 償還期間 据置期間終了時

事業名	富津市社会福祉協議会福祉金庫資金
-----	------------------

(内 容)

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。

なお、この貸付は当協議会の独自の貸付制度となります。

また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成25年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容
富津市社会福祉金庫貸付 応急的な資金の貸付によって安定した生活をしていただく為の貸付。	富津市に住所を有する低所得者世帯。	4万円以内	据置期間 貸付の日から3ヶ月。 償還期間 10ヶ月以内

事業名	富津市社会福祉協議会緊急小口資金
-----	------------------

(内 容)

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対して資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っています。

なお、この貸付も当協議会の独自の貸付制度となります。

また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成25年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容
富津市社会福祉協議会 緊急小口資金 生活に困窮し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対する貸付	富津市に住所を有する低所得世帯及び緊急且つ一時的に生計の維持が困難になった者。	1万円以内	据置期間 なし 償還期間 6ヶ月以内

(内 容)

生涯を通じて行われる福祉活動への支援、協力を行っています。

<学校関係>

- (1) 福祉教育活動補助金の交付
- (2) 福祉教育特別補助金の交付
- (3) 福祉に関する授業の企画支援及び講師派遣
- (4) 福祉機器（車いす・高齢者疑似体験セット等）の貸出

<その他の団体等>

- (1) 福祉講座の企画支援・講師派遣
- (2) 視察研修先との連絡調整 など

具体的な例としては、各学校へ職員や障がい者などが訪問し、福祉に関する講演を行ったり、車いすや高齢者疑似体験セットを用いて、児童や生徒が実際に体験するお手伝いをしたりしています。もちろん、学校の授業の一環だけでなく、PTAの皆さんや、子供会・地域の研修等、ご相談があれば対応いたします。

(費 用)

当協議会の職員が対応の場合は無料です。

(希望される場合)

- (1) 体験学習や講演を希望される学校や団体は社会福祉協議会にご相談ください。内容を確認のうえ講師（職員含）・日程の調整をさせていただきます。
- (2) また機器の貸出のみも承ります。機器の貸出については借用書を提出していただきます。

(利用にあたっての留意点)

- ① 講師派遣につきましては、職員・外部講師に限らず日程の調整が必要ですので早目にご相談下さい。
- ② 機器の取り扱いには十分お気を付け下さい。
- ③ 貸出機器は原則として各団体で借入・返却していただきます。きれいに清掃し返却して下さい。

事業名	ひとり親家庭中学卒業祝品贈呈事業
-----	------------------

(内 容)

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）で中学校を卒業される生徒へ祝品として図書カードの贈呈を行っています。（公立・私立は問いません）

(対 象)

市内に住んでいるひとり親家庭で3月に中学校を卒業する生徒で、祝品の贈呈を希望する方。

(祝品の贈呈方法)

本事業は、民生委員にご協力いただき、希望のあった方の自宅へ担当地区民生委員が訪問して贈呈しております。

(申 請)

該当する方へは、11月頃に通知をしますが、当協議会へ個別申請をされても構いません。

(目的)

社会福祉協議会の役割である地域福祉推進については、地域住民と一丸となった活動が求められています。

そこで、地域住民や関係福祉団体等が一堂に会し、「ふれあいと支えあいのある心豊かな社会」の実現を認識するとともに、日頃多くの場において活躍している団体及び市民の皆さまを表彰し、感謝の意を表すことを目的としています。

(テーマ)

「みんなでつくろう、心ふれあうハートフルタウン」

(内 容)

1 大会式典

長きにわたり地域福祉に貢献して下さった団体及び個人への表彰と、社会福祉協議会事業にご理解いただきご寄付を頂いた団体及び個人への感謝状の伝達を行います。

2 オープニング・アトラクション

市内の福祉施設や学校等にご協力頂き日頃の演技を披露していただきます。

3 記念講演

年度ごとに高齢者・障がい者・児童福祉等のテーマを決め、テーマに応じた講師をお招きし講演していただきます。

4 各団体パネル展示

地区社協・ボランティア団体等が日頃の活動をパネル展示し、地域の皆さんに広報・啓発します。

*内容は年度ごとに検討しておりますので変更になることがあります。

(対象者・参加申し込み)

大会への参加はどなたでも参加できます。

パネル展示等につきましては当協議会へお問い合わせください。

詳細は福祉ふつつにて掲載いたします。

(内 容)

日頃多くの場において活動している地区社会福祉協議会や福祉団体、福祉施設の財源確保と広報啓蒙活動のため、年1回福祉バザーを開催しております。

バザーの収益金は各団体の財源として有効に活用しております。

(出店団体)

地区社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会登録団体・市内福祉施設などが参加しております。

*一般団体及び個人の出店は要綱に基づき会長が認めた場合に限りします。

(出店を希望される場合)

例年出店している福祉団体には開催前に参加の有無・出展内容について確認をさせていただきます。(文書を郵送)

また、新たに参加希望される福祉団体や一般の個人・団体の方は当協議会の広報を確認しお申し込み下さい。

*食品加工品の販売は、保健所等で指定されている加工品表があるものに限りします。

(バザーにご来場いただく場合)

例年10月頃、会場を富津市総合社会体育館で予定しておりますが、変更になることもあります。

開催日時・場所はポスター・チラシ・福祉ふつつ等で確認して下さい。

事業名	車椅子・歩行器貸与
-----	-----------

(内容)

怪我や高齢で車椅子や歩行器を必要とする方へ通院や外出の為の貸出を行っています。

(利用できる方)

市内に住んでいる方

(費用)

- ① 1週間以内での利用は無料。
- ② 1カ月につき、500 円の利用料。

(申請・利用の手続き)

当協議会にて、申請書にご記入いただき、利用料をお支払いただきます。
基本的に即日の貸出が可能です。

なお、貸出、返却の際は申請者ご自身で運搬をお願いします。

(利用にあたっての留意点)

- ① 1カ月申請をされた方で、1週間以内に返却されても利用料の返納はできません。
- ② 1カ月以上の利用を希望の場合は、再度当協議会にて更新申請をしていただき、利用料をお支払いただきます。
- ③ 1週間の利用期日を過ぎた場合、1カ月利用となり、500 円領収させていただきます。

事業名	福祉カー貸出事業
-----	----------

(内容)

ボランティア活動されている団体や個人がボランティア活動などで車両が必要になった時に、当協議会で管理しているワゴン車又はリフト車の貸出を行っています。

(利用できる方)

市内に住所がある方で以下に該当する団体や個人となります。

- (1) 登録ボランティア
- (2) 社会福祉団体
- (3) その他会長が適当と認めたもの

(費用)

原則無料ですが、燃料費は利用される方が負担してください。

(貸出時に燃料を満タンにしておきますので、満タンにして返却ください)

(申請・利用の手続き)

- ① 当協議会に電話又はお越しいただき、利用する予定日を予約してください。
- ② 次に申請書をご記入いただきます。なお、申請時に運転される方の免許証番号をご記入いただきます。

(利用にあたっての留意点)

車両保険適用年齢がありますので、申請する時にご確認ください

事業名	天羽老人憩の家
-----	---------

(内容)

高齢者の憩の場として、天羽老人憩の家を管理・運営しております。
 仲間で体操をしたい・会議をしたい・レクリエーションを楽しみたいが場所がない。
 そんな時にご利用ください。

(対象者)

利用される対象者は、原則高齢者が対象となります。

(利用料)

9時00分から13時00分まで 1名100円
 13時00分から17時00分まで 1名100円
 17時00分から21時00分まで 1名200円

(主な利用施設)

- ① 大広間（畳張り）広さ40畳
- ② 訓練室（フローリング）広さ約21畳分
- ③ 会議室（フローリング）広さ約16畳分

(申請・利用の手続き)

- ① 当協議会又は天羽老人憩の家（67-2801）にご連絡いただき、使用したい部屋が空いているか確認いただき事前予約ください。
- ② 当協議会又は天羽老人憩の家にお越しいただき、申請書をご記入いただきます。申請書を提出いただき、後日利用許可書を発行させていただきます。

(利用に際しての留意事項)

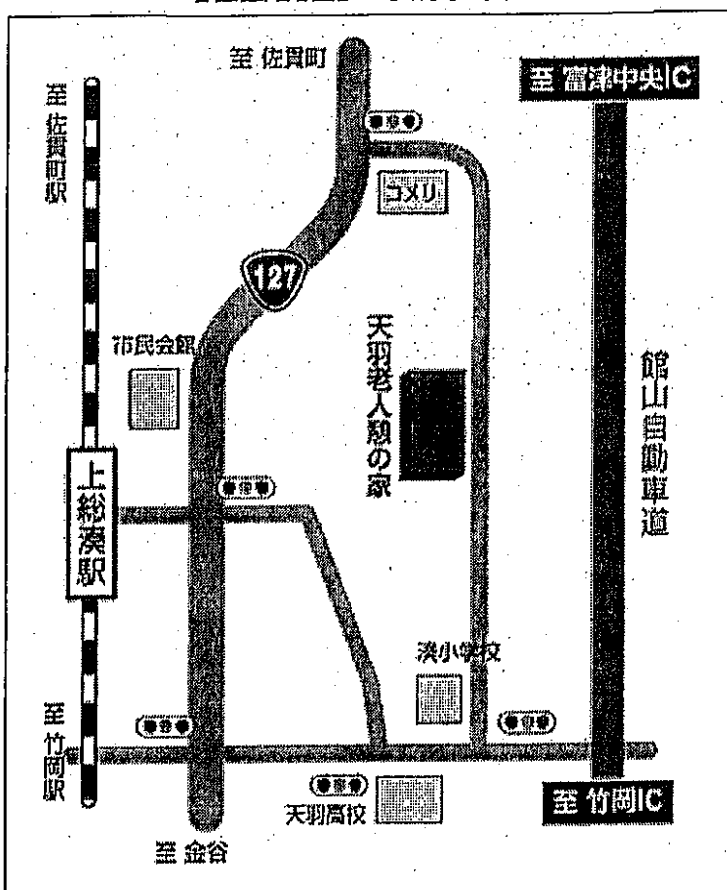
利用の際に飲酒はご遠慮ください。

管理人がおりますが、利用される場合の用意や片づけ・掃除は利用される方をお願いしております。

(天羽老人憩の家案内図)

住所 富津市岩坂 487-5

TEL/FAX 0439-67-2801



事業名	高齢者生きがい事業
-----	-----------

(内容)

市内に住んでいる高齢者が補助的・短期的な就労を通じて、自己の経験や能力を生かして働く機会を得て、自らの生きがいを高め、いきいきと生活することを目的に実施しております。

(利用できる方)

(1) 依頼者

作業現場が市内にある個人や企業など。

(2) 登録会員 (市内に住んでいる概ね 60 歳以上の高齢者)

当協議会に登録して、高齢者いきがい事業の会員として活動する方。

(費用)

(1) 依頼者

次ページ参照。

(2) 登録会員

登録費用として 800 円

(申請・利用の手続き)

(1) 依頼者

- ① 当協議会にお越しいただくか、又は電話での依頼となります。
- ② 現場等で打合せ後に、見積もりを作成しご検討いただきます。
- ③ 依頼決定後に予定日を取り決め、作業を開始します。

(2) 登録会員

当協議会にお越しいただき、入会申込書に記入していただきます。
また、証明写真 2 枚(3×2.5 cm)、入会金 800 円が必要になります。

(利用にあたっての留意点)

(1) 依頼者

高所作業・足場が不安定な現場等、高齢者の事業として危険性のある困難な作業であると判断した場合、請負をお断りさせていただくことがあります。

(2) 登録会員

- ① 現場での作業において、当協議会の判断を仰がずに依頼主との直接の交渉をしてはならないでください。
- ② 依頼主との間での金銭のやり取りをしないでください。
- ③ 本事業の趣旨により定期的な就労や収入を目的とするものではありませんので、ご理解下さい。

(富津市高齢者生きがい事業 単価表)

平成 23 年 4 月 1 日改定

作業種類	単価 (1 日分)	備考
草刈	8,800	
植木の手入れ	8,800	
一般作業	8,800	溝掃除・大工・塗装・土木 重労働とみなす作業等
草取	6,600	
軽作業	6,600	軽作業とみなす作業等
農作業	6,600	軽度な収穫作業等
	7,480	搬入・収穫作業等
	8,800	稲刈り・重労働とみなす作業等
片付け	2,200	軽トラック 1 台につき

(全て燃料代込みの単価です。)

- ・上記の単価表は、主な作業の一覧です。
該当しないものは、ご相談となります。
- ・また、基本は、半日 (4 時間) 以上の作業依頼でお願いします。
- ・環境センターでの、持込処分費は 15 円/kg (依頼主実費負担)
- ・作業の請負・手配・代金の請求・受領は当協議会が行います。

(内 容)

高齢化が進む中、多種多様化している介護ニーズに対応できる知識や技術を有する介護職員を養成することを目的としています。

研修内容は、講義・演習を中心に必要に応じて実習を組み入れます。

(研修内容)

- 1 職務の理解 (6)
- 2 介護における尊厳の保持自立支援 (9)
- 3 介護の基本 (6)
- 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9)
- 5 介護におけるコミュニケーション技術 (6)
- 6 老化の理解 (6)
- 7 認知症の理解 (6)
- 8 障がいの理解 (3)
- 9 こころとからだのしくみと生活支援技術 (7 5)
- 10 振り返り (4)

◆合計 130 時間 (カッコ内は研修時間)

(受講対象者)

市内における訪問介護に従事しようとしている方や在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとしている方。

(費 用)

受講料 35,000 円 (そのほかテキスト代等の実費がかかります。)

(研修修了の認定)

全科目を履修後、知識・技術の習得度を評価します。(原則として欠席は認められません。)

最終講義日に筆記試験を行い、合格点に達した受講生は研修修了を認定し、修了証書を交付します。

(申し込み)

広報にて募集広告を掲載します。

所定の期間内に申込書を当協議会に提出して下さい。

*なお、当協議会事業計画により実施しない場合もあります。

事業名	介護保険事業(訪問介護・居宅介護支援)
-----	---------------------

(目的)

当協議会では、高齢者や介護を必要とされる方が、できる限り住み慣れた地域で本人の望んだ生活ができるよう支援します。また、そのために事業所で各種介護保険サービスを実施しております。お気軽にご相談ください。

(利用できる方)

介護保険制度により、「要介護認定」または「要支援認定を受けた方」で、寝たきりや病気・認知症などで日常生活に介護や支援が必要とされる人です。

(事業所内容)

(1) 居宅介護支援

介護支援専門員(ケアマネージャー)が居宅介護サービス計画(ケアプラン)等や介護保険に関する相談をうけます。

(2) 訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅へ訪問し、身体介護(食事介助・排泄介助等)や生活援助(買い物・掃除等)のサービスを提供します。

(利用日時)

(1) 居宅介護支援

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(土曜日・日曜日・国民祝日・年末年始は除く)

(2) 訪問介護

日曜日～土曜日 8時00分～18時00分まで

(年末年始は除きます。)

(費用)

平成26年4月1日現在

(1) 居宅介護支援

居宅介護サービス計画(ケアプラン)作成料の自己負担はありません

(2) 訪問介護

①生活援助サービス 20分以上45分未満 190円

②身体介護サービス 1時間 402円

*原則として利用した料金の1割を負担いただきます。

(申し込み等)

相談・依頼があった場合には事業所職員が訪問してお話を伺います。当協議会へお問い合わせ下さい。

事業名	地域包括支援センター
-----	------------

(目 的)

65 歳以上の高齢者の皆さんが、いつまでも元気で暮らしていけるように日常の様々な相談を受け、支援を行います。

(対象者)

65 歳以上の高齢者及び介護等に不安のある地域住民

(支援内容)

① 介護予防ケアマネジメント

- ・介護保険が利用できる場合

要支援 1・2 と認定された者に対しケアプランの作成

- ・介護保険が利用できない場合

生活機能の確認の結果、筋力の衰えや栄養状態の低下などが認められる場合は介護予防プログラムの利用ができます。

② 権利擁護

- ・成年後見制度・日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が充分でない人が、財産管理や日常生活における支払いや契約などを行う際に不利益にならないよう支援します。

- ・高齢者に対する虐待（身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・介護の放棄、放任・性的虐待など）に対し支援が必要と思われたときに支援いたします。

③ 総合相談

- ・介護に関する相談以外に健康、福祉などの相談をどこにしてよいかわからない心配事や悩み事の相談を受けます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように様々な職種や機関とのネットワーク作りをし、地域で暮らし続けることができるよう高齢者の生活を支援いたします。

※地区によっては多少サービスが異なる場合があります。

(申し込み)

市の介護福祉課（包括支援センター）又は社会福祉協議会にご連絡ください。

(費用)

ケアプランの作成および相談業務は費用はかかりませんが、介護予防ケアマネジメントにおける各種事業、権利擁護事業につきましては、実費利用料がかかります。

（目 的）

当事者の組織化は、同じ問題を抱える仲間との出会いや交流をすることにより、社会的に生きる力と共に生きる力を得る源と考えられます。そしてそれは自立と社会参加形成のステップとなり、地域組織と協働し地域福祉活動促進につながると考えられます。

（内 容）

あきつの会は視覚障がい者の当事者組織となります。

「あきつ」は赤とんぼのことをいい、秋の澄みきった空に仲間同士が仲良く飛びたわむれる赤とんぼのように、という思いからつけられました。

また、視覚障がい者が当面する諸問題を一人で悩むことなく、仲間やボランティア関係機関の方々とお互いに話し合い・励ましあい・助け合いながら解決し、みんなでいきいきと暮らすことを目的として活動しています。

（会 員）

会員には、会員と賛助会員があります。

- ① 一般会員 市内に住んでいる視覚障がい者
- ② 賛助会員 会の趣旨に賛同する団体及び個人

（会 費）

- ① 一般会員 年額 1,200 円
- ② 賛助会費 年額 1,000 円

会の運営費として、いただいております。

その他、親睦会等を開催するときに、実費負担いただいております。

（活動内容）

- ① 会員相互の交流と親睦行事
- ② レクリエーション事業の実施
- ③ 関係機関・団体等との交流会、研修会を実施

（申し込み）

会への入会や内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせください。

(目 的)

寝たきり高齢者や認知症高齢者などを介護している家族の方や介護をしていた方が、研修や親睦をすることにより介護疲れを防ぎながら、何か困った時には相談できるような環境をつくるために活動しています。

(会 員)

一般会員 市内に住んでいる方で家族を介護されている方や介護をしていた方
賛助会員 会の趣旨に賛同する団体又は個人

(会 費)

一般会員 年額 1,200 円

*賛助会員は現在無料です。

会費は運営費として、お願いしております。

その他、親睦会などを開催するときは、実費負担をお願いしております。

(活動内容)

- ① 会員相互の交流と親睦
- ② 寝たきり高齢者及び家族等の福祉向上に必要な研修会等
- ③ その他、目的達成に必要な事業

(申し込み)

当協議会へご連絡ください。当協議会から会の代表へご連絡させていただきます。

事業名	富津市社会福祉協議会会費
-----	--------------

全国の市町村にあります社会福祉協議会は地域の皆さんと一体となり明るく住みよい地域社会をつくり、心豊かな地域福祉を推進することを目的とする福祉団体であり、富津市においても「みんなでつくろう心ふれあうハートフルタウン」を目標に運営されております。

この趣旨のもとに毎年市民の皆さまに会費のご協力をお願いし、ご協力いただきました会費により本協議会運営事務費、ボランティアセンター運営事業、シルバーテレホン友愛サービス、生活福祉資金貸付事業、子育て支援事業、日常生活自立支援事業など多くの事業に活用させていただいております。

(会費)

(1) 一般会費 年額 一世帯 600 円(一口)

市民の皆さまにご協力をお願いしております。

(2) 特別会費 年額 一世帯 1,200 円(一口)

市民の皆さまに、特に社会福祉協議会の福祉事業推進にご賛同いただける方にご協力をお願いしております。

(3) 法人会費 年額 一社 10,000 円(一口)

企業等の皆さまにご協力をお願いしております。

*なお、会費は強制ではありません。

事業名	一円玉募金
-----	-------

(内 容)

近年、福祉を取巻く現状は少子高齢化の進行や社会環境の変化などで複雑多岐にわたってきております。富津市もますます高齢化の一途をたどっており、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者等の方々が増えている現状にあります。

このような中で、市民の皆さまに毎年ご協力いただいている一円玉募金を、市内に設置されている 11 地区の地区社会福祉協議会に配分させていただき、「高齢者などの見回りネットワーク事業の実施」や「子どもと高齢者の世代間交流事業の実施」、「住民座談会の開催」、「広報誌の発行」、「研修会の実施」などの事業費に活用させていただいております。

(実施主体)

一円玉募金推進委員会

*委員メンバーは 3 地区区長会長及び 11 地区の地区社会福祉協議会代表で構成されております。また、事務局を当協議会が行っております。

(募金期間)

7 月 1 日から 7 月 31 日を募金期間と定め、皆さまにご協力をお願いをしております。

事業名	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金
-----	--------------------

国民のたすけあい運動である「共同募金運動」は戦後の荒廃が残る昭和22年に発足しました。その間「共同募金運動」は広く国民に知られ、ご協力いただいた募金は社会福祉事業や地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

*共同募金運動には「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」があります。また、富津市においては、当協議会が千葉県共同募金会から委託を受け、千葉県共同募金会富津市支会として活動をしております。

『赤い羽根共同募金』

毎年、10月1日から12月31日までの3カ月間にわたって全国一斉に実施されています。

ご協力いただいた募金は、千葉県共同募金会を通じて県内の民間福祉施設・福祉団体などの各種福祉事業や整備、災害時のボランティア支援、市内において地域福祉推進を行うための活動費として配分され活用されています。

(1) 戸別募金 目標額 500円(一世帯あたりの目安額)

*目標額は、千葉県共同募金会が翌年度の事業を計画し必要な募金額を推計し、その推計に基づき各市町村で募金額の目安を計画するものです。もちろん共同募金は、自発的な協力を基本とするものですのでご協力できる募金で構いません。一世帯500円が目標ですが任意での募金にご協力をお願いいたします。

(2) 法人募金 企業等へ赤い羽根募金のご協力をお願いしております。

*こちらも募金ですので任意での募金にご協力をお願いいたします。

『歳末たすけあい募金』

毎年、11月1日から12月31日までの1カ月間にわたって「赤い羽根共同募金」と併せて全国一斉に実施されています。

現在は市内の重度身体障がい者(児)等の方が地域で安心して暮らすことができるように、また年間を通しての一人暮らし高齢者の見守り活動をするために地域住民、関係機関、団体等の協力により活動を行っています。

(1) 戸別募金 目標額 500 円(一世帯あたりの目安額)

＊目標額は、千葉県共同募金会富津市支会が事業計画から必要な募金額を推計し、その推計に基づき募金額の目安を計画するものです。もちろん募金は、自発的な協力を基本とするものですのでご協力できる募金で構いません。

一世帯 400 円が目標額ですが任意での募金にご協力をお願いいたします。

(2) 法人募金 企業等へ赤い羽根募金のご協力をお願いしております。

こちらも募金ですので任意での募金にご協力をお願いいたします。

